

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

# 志木市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

＜素案＞

令和2(2020)年12月7日最新

志木市



## &lt;目次&gt;

## 【総論】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定に向けた取組および体制	6
(1) 高齢者等実態調査の実施	6
(2) 地域ケア会議等の実施	6
(3) 「志木市介護保険運営協議会」による審議	6
(4) 市民意見の公募と計画への反映	6
(5) その他	6
5 介護保険制度改正のポイント	7
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	11
1 総人口と高齢者の現状	13
(1) 年齢3区分別人口の推移	13
(2) 前期・後期高齢者数の推移	14
2 要介護(要支援)認定者の現状	15
(1) 要介護(要支援)認定者の推移	15
(2) 調整済み認定率の比較	16
(3) 年齢別認定者出現率	16
3 介護保険事業の運営状況	17
(1) 保険給付全体の利用状況	17
(2) 居宅(介護予防)サービスの利用状況	18
(3) 地域密着型サービスの利用状況	22
(4) 施設サービスの利用状況	26
(5) 第7期計画における計画値との対比	27
(6) 地域支援事業費の実績	30
4 第7期計画の進捗評価(総括)	32
(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化	32
(2) 我が事・丸ごと、地域共生社会の推進	32
(3) 医療計画等との整合性	33
(4) 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進	33
(5) 介護離職ゼロにむけたサービス基盤の整備	33
5 志木市高齢者等実態調査結果からの課題	35
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	35
(2) 在宅介護実態調査	38
(3) 介護支援専門員調査	39
(4) 介護サービス事業所調査	41

6	地域ケア会議等から抽出された意見	42
	(1) 地域ケアエリア会議での協議	42
	(2) 主な地域課題	42
7	第8期計画に向けた課題の整理	43
第3章	高齢者・要介護（要支援）認定者の将来予測	45
1	高齢者人口の将来予測	47
2	要介護（要支援）認定者の将来予測	48
3	日常生活圏域の設定	49
第4章	計画の基本的な考え方	51
1	基本理念	53
2	基本目標	54
3	施策の体系	56
4	計画の推進に向けて	58
	(1) 進行状況の点検及び実績評価	58
	(2) 推進体制の構築	58
<b>【各 論】</b>		
第5章	実施に向けた施策の方向性	59
1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	61
	(1) 相談・支援体制の強化	61
	(2) 権利擁護・虐待防止の推進	63
	(3) 在宅生活の継続支援	65
	(4) 安全・安心の生活環境と住まいの整備	68
2	みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり	71
	(1) 社会参加と生涯現役の推進	71
	(2) 地域活動への参加と生きがいづくりの促進	74
3	健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり	77
	(1) 在宅医療・介護連携の推進	77
	(2) 認知症対策の推進	80
	(3) 健康づくり・介護予防の一体的な推進	82
4	介護保険を安心して利用できるまちづくり	86
	(1) 介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上	86
第6章	介護保険に要する費用と 介護保険料の設定（パブコメ未掲載）	93
1	介護保険料設定の考え方	95
2	介護給付費等の推計	96
3	介護保険料の算定	97

資料編

- 1 志木市介護保険運営協議会条例
- 2 志木市福祉施策庁内推進会議設置要綱
- 3 志木市高齢者保健福祉計画等庁内検討会議設置要綱
- 4 志木市介護保険運営協議会委員名簿
- 5 計画策定までの経緯
- 6 用語の解説



# 【総論】

## 第1章 計画の策定にあたって





# 1 計画策定の背景

介護保険制度は、平成12（2000）年からスタートして令和2（2020）年に20年目を迎えました。この間、高齢化の進展とともに、要介護（要支援）認定者数、介護保険サービスの利用者数とも年々増加し、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着してきました。

我が国の高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上となった平成27（2015）年の3,387万人から、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には3,677万人に達すると推計されています。また、65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者の増加も見込まれ、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年）によれば、平成24（2012）年462万人（65歳以上人口対比15%）が、令和7（2025）年には約700万人（65歳以上人口対比約20%）にまで達すると推計されています。また、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみ世帯も増加傾向にあります。

こうした中、平成29（2017）年6月に「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた保険者機能の強化、地域共生社会の実現に向けた取組、医療と介護の連携の推進など、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保に向けた制度改正が行われました。その後、令和2（2020）年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域共生社会の実現を図るため、介護保険法の一部改正では、認知症に関する施策の総合的な推進や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材の確保及び業務効率化への取組が求められています。

本市では、これらの国の動向等を踏まえつつ、高齢者が健康で自分らしく生きがいを持って、自立した生活ができるよう、「地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる 福祉のまちづくり」を基本理念と定めた『志木市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）』（平成30（2018）年3月）を策定し、「自立」、「社会参加」、「健康」、「支え合い」、「安心のある暮らし」を総合的に展開してきたところです。

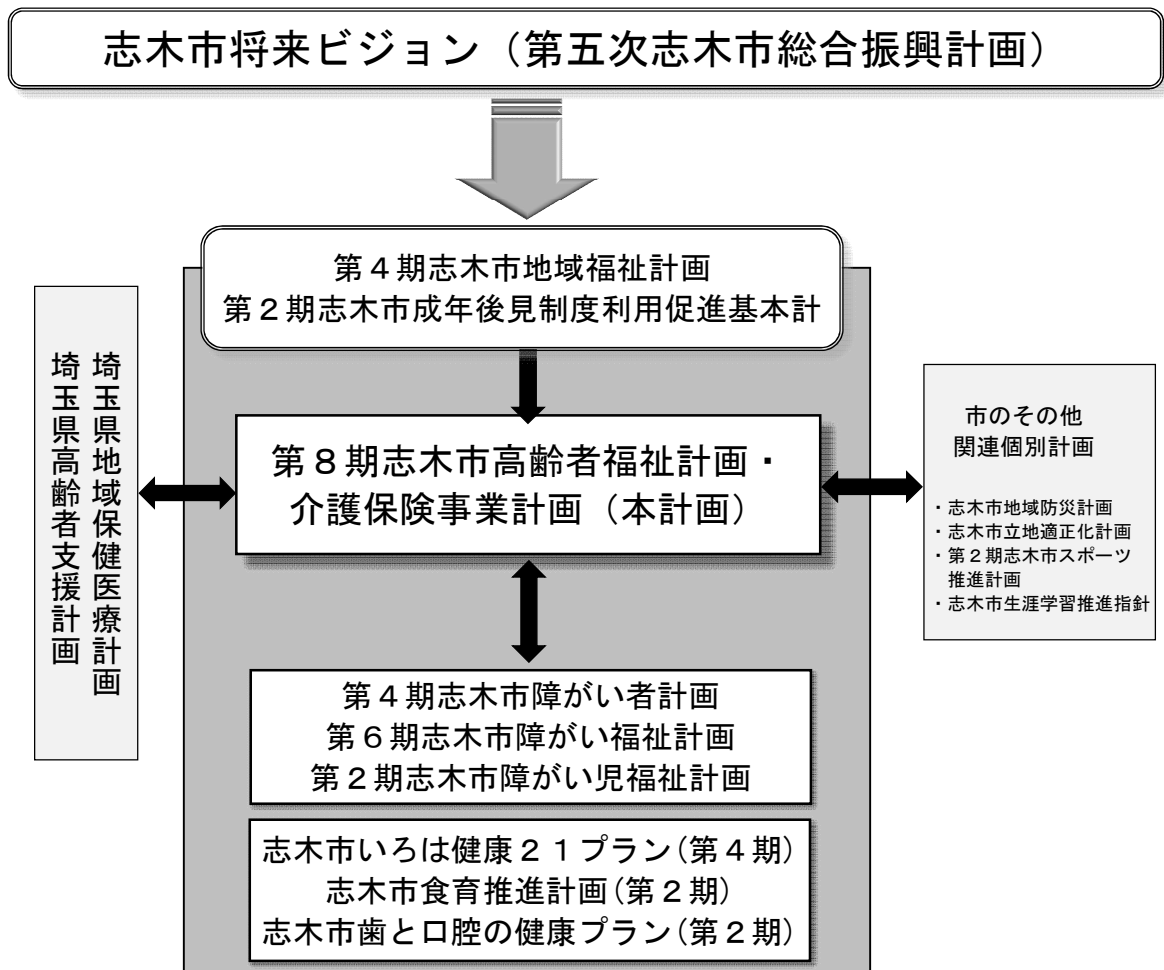
令和2年度は、第7期計画の最終年度であることから、これまでの第7期計画の進捗状況、介護保険サービスの利用実績、令和2（2020）年に実施した「志木市高齢者等実態調査」等の結果から見えた課題や生活実態等を踏まえ、また地域包括ケアシステムや介護保険制度を基盤とした地域共生社会の実現と今後の介護サービス需要のさらなる増加や多様性、担い手減少等への対応を念頭に置いて、『志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）』（以下、「第8期計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）に基づき、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものであり、本市における介護保険制度の計画的かつ効果的な運営に資するため、その施策を展開するものです。

また、本計画は、市の最上位計画である「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）」、や福祉分野の上位計画である「第4期志木市地域福祉計画」、「いろは健康21プラン（第4期）／志木市食育推進計画（第2期）／志木市歯と口腔の健康プラン（第2期）」やその他関連計画と理念や方向性についての整合性を図るとともに、「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」及びその一部として位置づけられている「埼玉県地域医療構想」などの県計画との整合と連携を図ります。

### ■計画の位置づけ

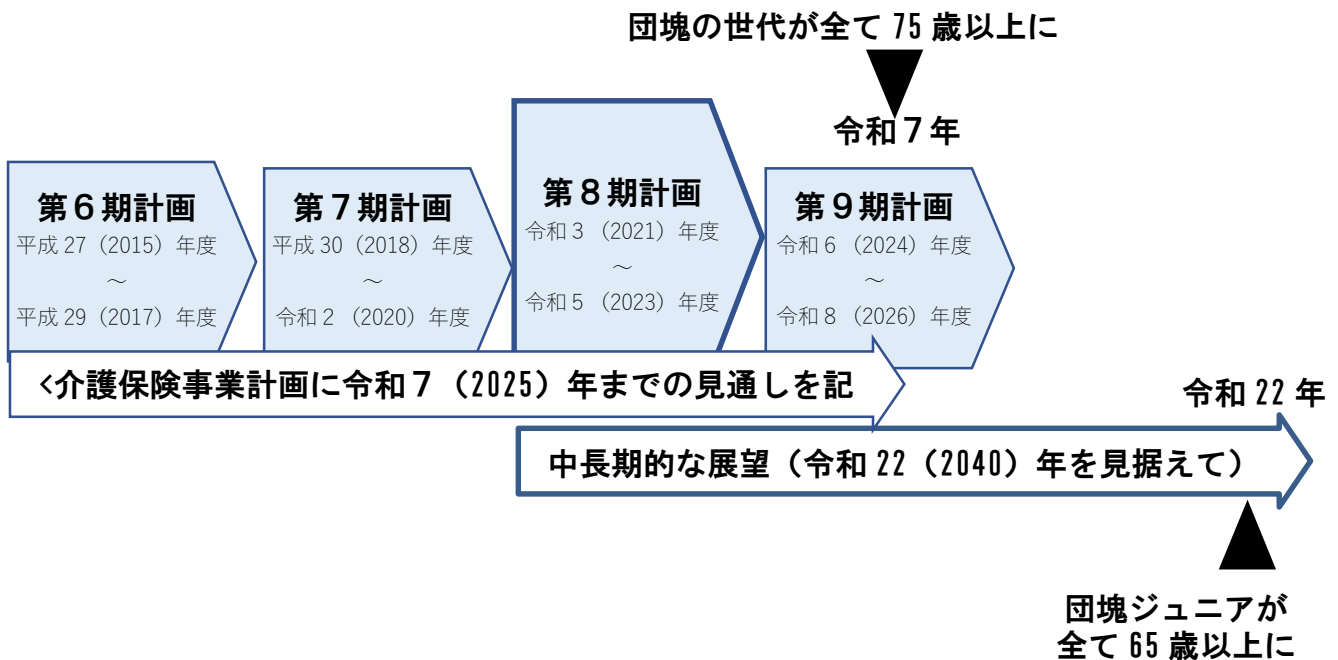


### 3 計画の期間

基本指針では、第6期計画以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、令和7年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。また、第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えるとともに、その先の団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減するとされる令和22（2040）年も念頭に入れて、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に捉えていくことが求められています。

第8期計画の計画期間は、介護保険法に基づき、3年を1期とするため、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。また、計画の最終年度である令和5年度には計画を見直し、第9期計画の策定を行います。

#### ■計画の期間



## 4 計画の策定に向けた取組および体制

計画の策定にあたり、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民等の参画を求め、幅広い意見の聴取を行いました。

### (1) 高齢者等実態調査の実施

高齢者の健康や在宅介護の状況、保健・福祉サービスの利用意向等を把握するため、「高齢者に関するアンケート調査」及び「在宅介護実態調査」を実施するとともに、介護サービスの利用実態等を把握するため「介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート調査」及び「介護サービス提供事業所アンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

### (2) 地域ケア会議等の実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、保健・医療・福祉・介護における各種サービスや課題を総合的に調整し、継続的かつ包括的に支援するため、地域ケア会議等で把握された課題等について計画への反映に努めました。

### (3) 「志木市介護保険運営協議会」による審議

本市においては、地域包括ケアシステムをさらに推進するために、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定等について審議する「介護保険事業計画策定委員会兼老人保健福祉計画審議会」と地域包括支援センター及び地域密着型サービスに係る事項を審議する「地域包括支援センター運営協議会兼地域密着型サービス運営委員会」を統合し、令和2年度より、新たに「志木市介護保険運営協議会」を設置しました。また、この協議会において学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等の参画により、継続的に検討を重ねるとともに、幅広い意見の反映に努めました。

### (4) 市民意見の公募と計画への反映

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を考慮した計画とするため、市の条例に基づく意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

### (5) その他

国から提供された「地域包括ケア“見える化”システム」を用いて得られる地域課題等を分析した上で、計画を策定しました。

## 5 介護保険制度改正のポイント

第8期の介護保険制度の改定ポイントは次のとおりです。

### 【改革の目指す方向】

#### ○地域共生社会の実現と令和7（2025）年への備え

- ・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- ・介護サービス需要のさらなる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応

### 【改革の3つの柱】

#### 1 介護予防・地域づくりの推進～健康長寿～/「共生」、「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

- ・通いの場の拡充等による介護予防の推進
- ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進
- ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等

#### 2 地域包括ケアシステムの推進

～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～

- ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備
- ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備
- ・医療介護連携の推進 等

#### 3 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～

- ・新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策
- ・高齢者の地域や介護現場での活躍促進
- ・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進 等

### 【3つの柱を下支えする改革】

#### ○保険者機能の強化

- ・保険者機能推進交付金の抜本的な強化
- ・PDCAサイクルのさらなる推進

#### ○データ利活用のためのICT基盤整備

- ・介護関連データ（介護DB、VISIT、CHASE）の利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備

#### ○制度の持続可能性の確保のための見直し

- ・介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

## 第1章 計画の策定にあたって

また、第8期の国の基本指針においては、介護保険制度の改正のポイントなどを踏まえ、以下の7つの事項についての記載の充実が求められ、本計画はその趣旨に沿って作成されています。

### ①2025(令和7)年・2040(令和22)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025(令和7)年・2040(令和22)年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

### ②地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

### ③介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- ・要介護高齢者を含む総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ・要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

### ④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の設置状況を記載
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の設置状況を勘案して計画を策定

### ⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）
- ・教育等他の分野との連携に関する事項について記載

**⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ・総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

**⑦災害や感染症対策に係る体制整備**

- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

## 第1章 計画の策定にあたって



## **第2章 高齢者を取り巻く現状と課題**

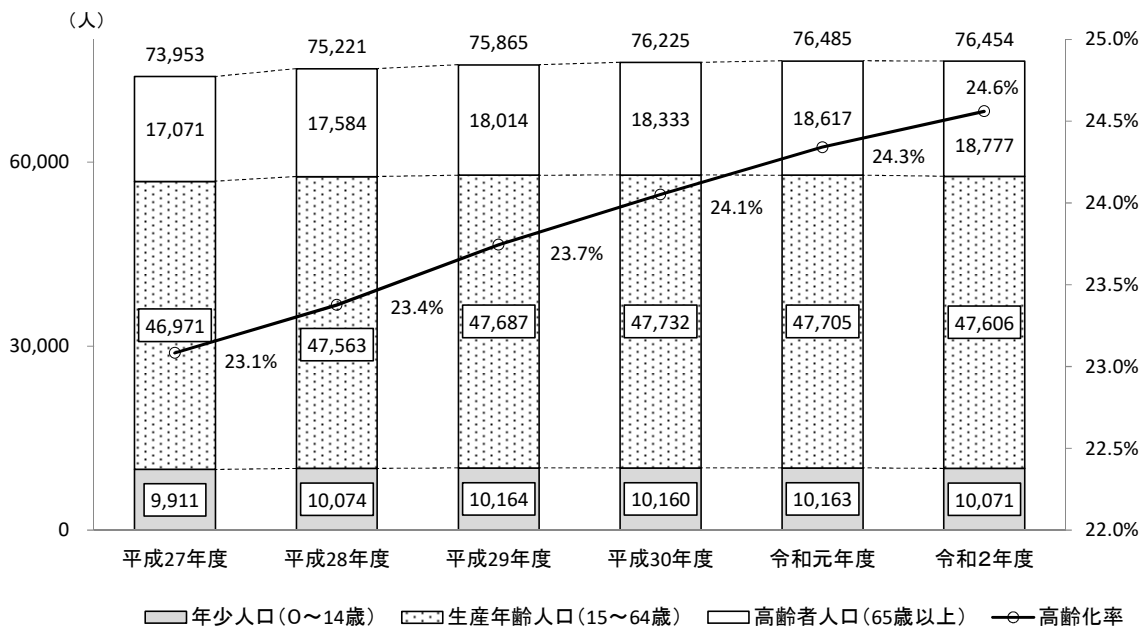


# 1 総人口と高齢者の現状

## (1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、住民基本台帳人口（外国人含む）によれば、令和2年10月1日時点で76,454人と、毎年増加で推移していましたが、今年度は対前年同月31人減となりました。年齢3区分で見ると、年少人口（0～14歳）10,071人、生産年齢人口（15～64歳）47,606人、高齢者人口（65歳以上）18,777人となっており、対前年同月と比べて、年少人口、生産年齢人口ともに減少し、高齢者人口のみ増加となりました。

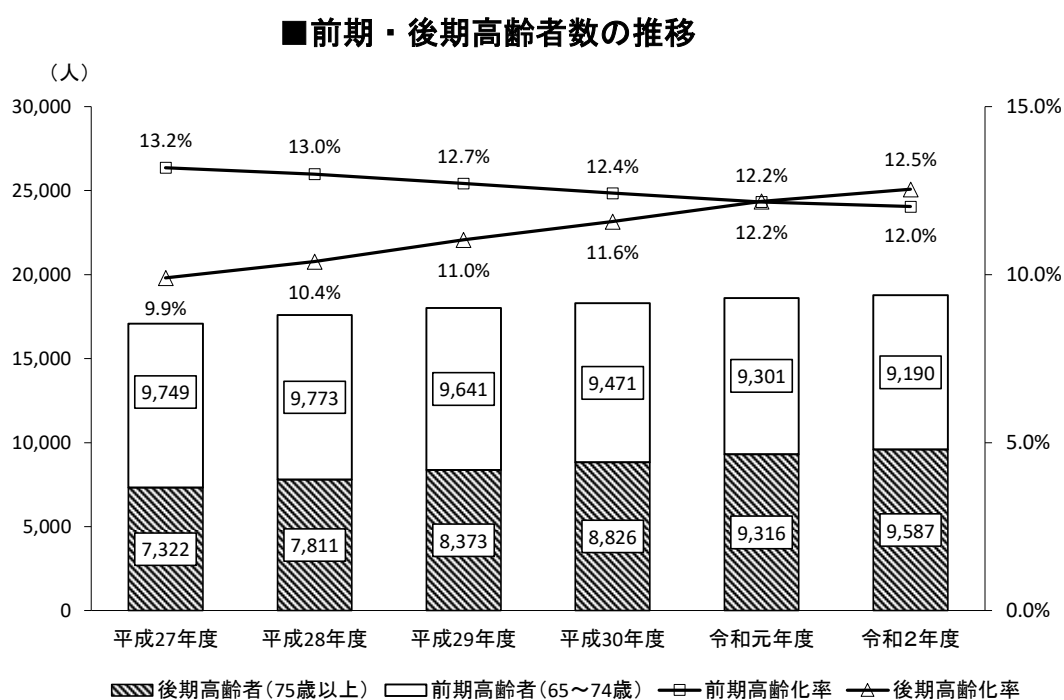
■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 前期・後期高齢者数の推移

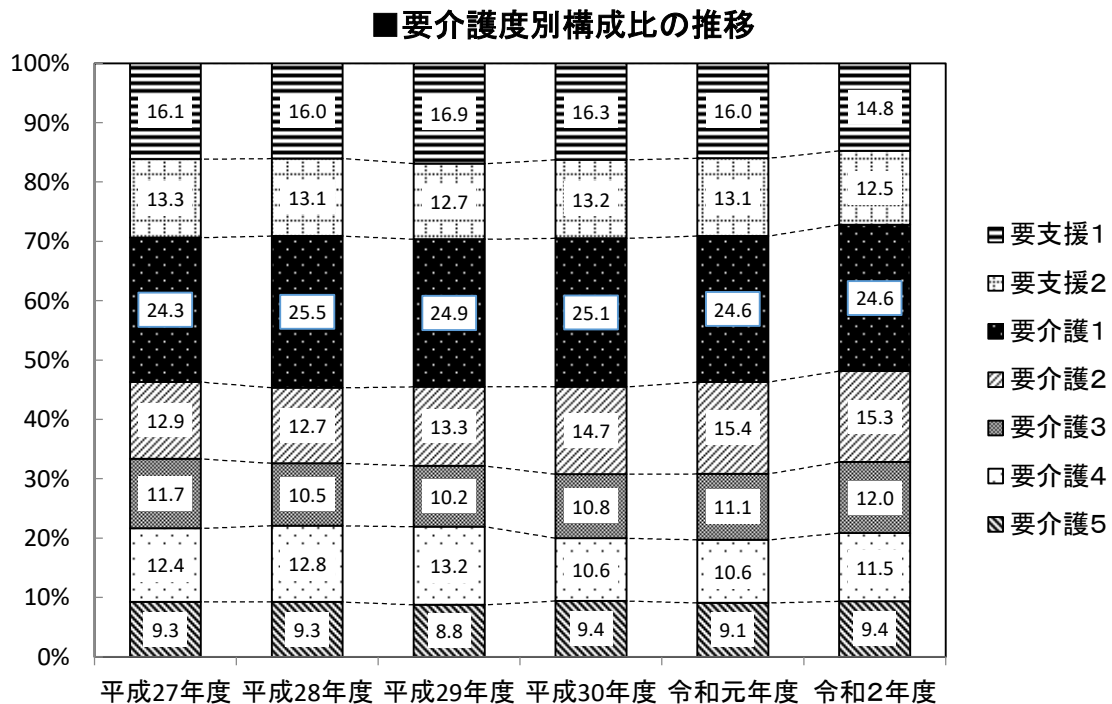
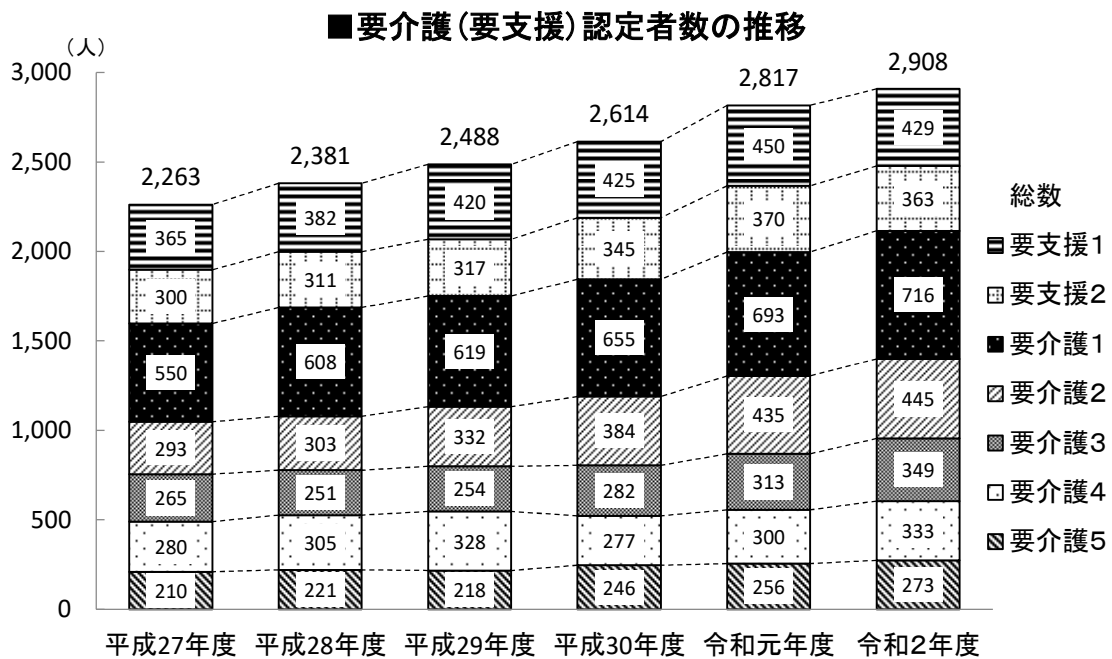
本市の高齢者人口は、住民基本台帳人口（外国人含む）によれば、令和2年10月1日時点で前期高齢者（65～74歳）9,190人、後期高齢者（75歳以上）9,587人となっており、高齢者人口は増加していますが、前期/後期高齢者の内訳では、前期高齢者数は平成28年度以降減少傾向にあり、後期高齢者数のみ増加傾向が続いています。また、前期高齢化率、後期高齢化率の推移は、平成30年度まで前期高齢化率が後期高齢化率を上回っていましたが、令和元年8月11日に逆転し、後期高齢化率の方が前期高齢化率よりも高くなっています。



## 2 要介護(要支援)認定者の現状

### (1) 要介護(要支援)認定者の推移

本市の要介護(要支援)認定者数(第2号被保険者を除く)は、介護保険事業状況報告によれば、令和2年9月末時点で2,908人と、毎年増加しています。介護度別構成比で見ると、要介護1が24.6%で最も多いですが、要介護3以上の認定者数が徐々に増加してきています。



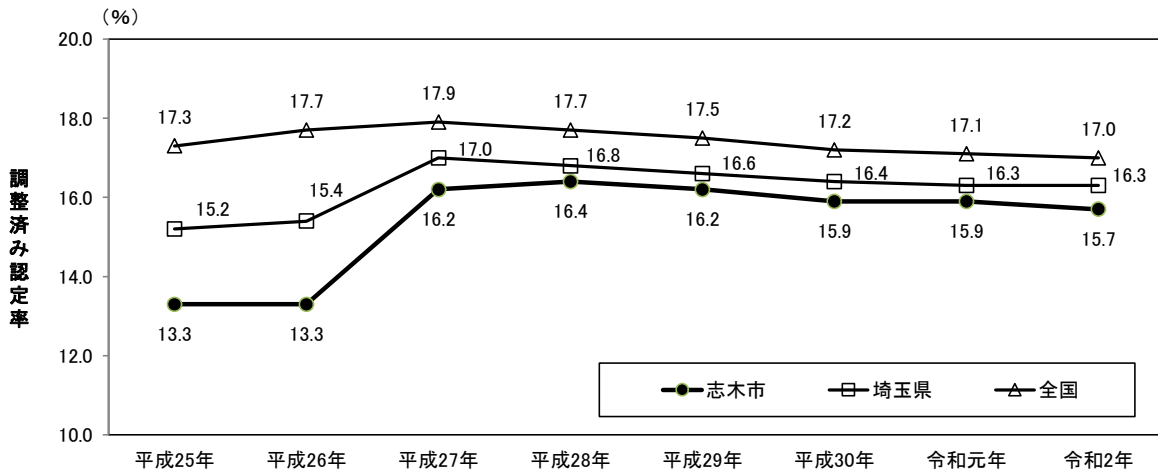
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## (2) 調整済み認定率の比較

認定率は、(認定者数) ÷ (第1号被保険者数) にて算出しますが、認定率の多寡は第1号被保険者の性別構成・年齢構成等、不特定要素に大きく左右されるため、全国平均や他の保険者との比較を行う場合には、所定の計算式によって算出した「調整済み認定率」を用いることが妥当とされています。

本市の調整済み認定率は、調整後もなお全国平均や県平均より低い水準で推移しています。

■調整済み認定率の推移

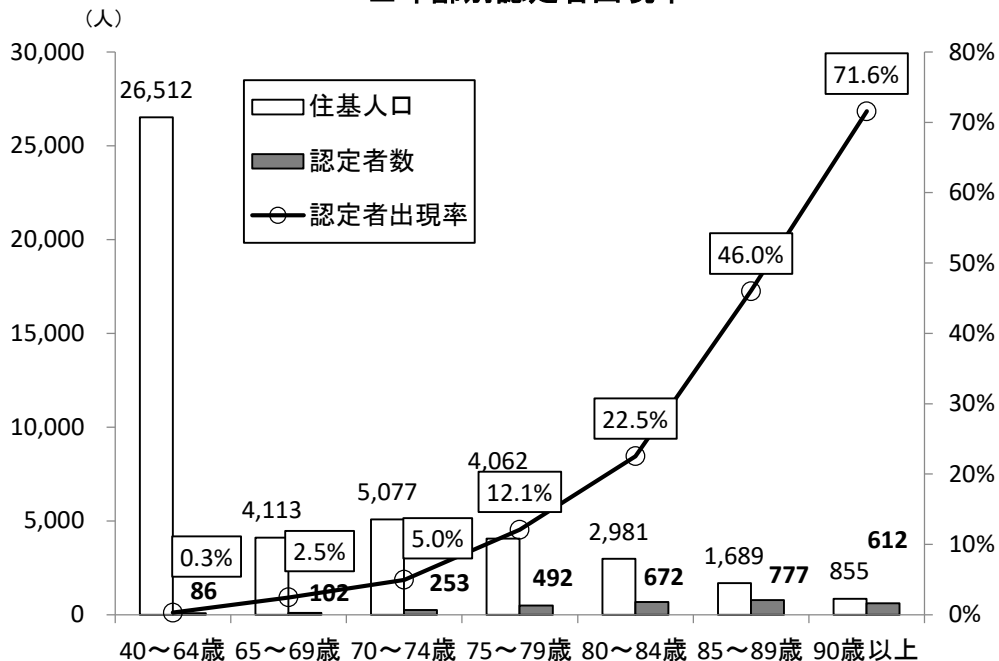


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

## (3) 年齢別認定者出現率

本市の年齢別人口に対する認定者出現率をみると、75歳未満は5%以下ですが、80歳代後半では46.0%となっています。

■年齢別認定者出現率



資料：住民基本台帳人口、認定者数：介護保険事業状況報告（令和2年9月末現在）

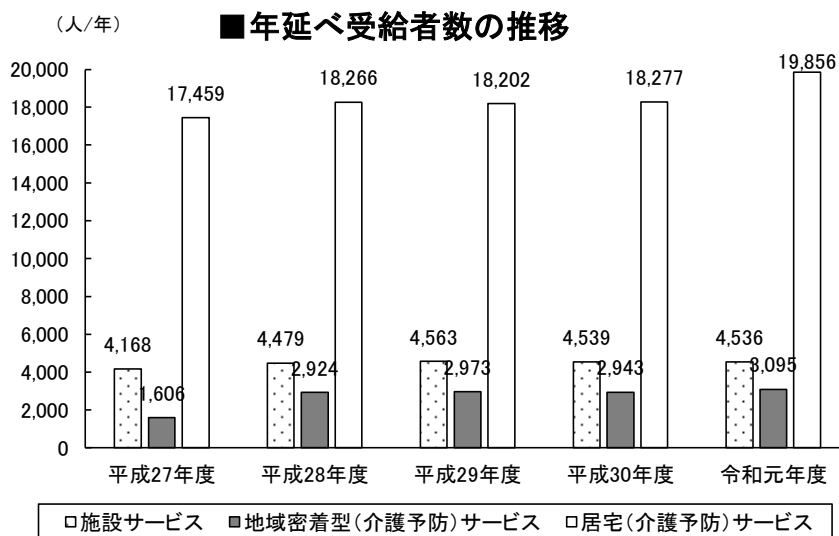
### 3 介護保険事業の運営状況

第8期計画の策定において、介護レセプトや要介護認定情報のデータを分析し、個人情報への取扱いに配慮しつつ、活用することが求められていることから、そのような観点を踏まえて、第7期計画までの本市における介護保険の利用状況を以下のように分析しました。

#### (1) 保険給付全体の利用状況

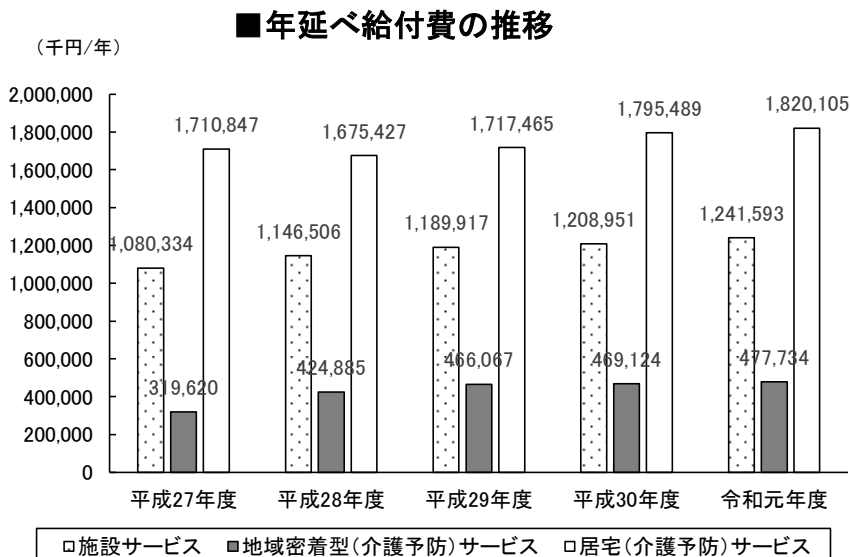
##### ① 受給者数

年延べ受給者数をみると、居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービスともに増加傾向、施設サービスはほぼ横ばいで推移しています。



##### ② 給付費

年延べ給付費をみると、居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、施設サービスとも増加傾向で推移しています。



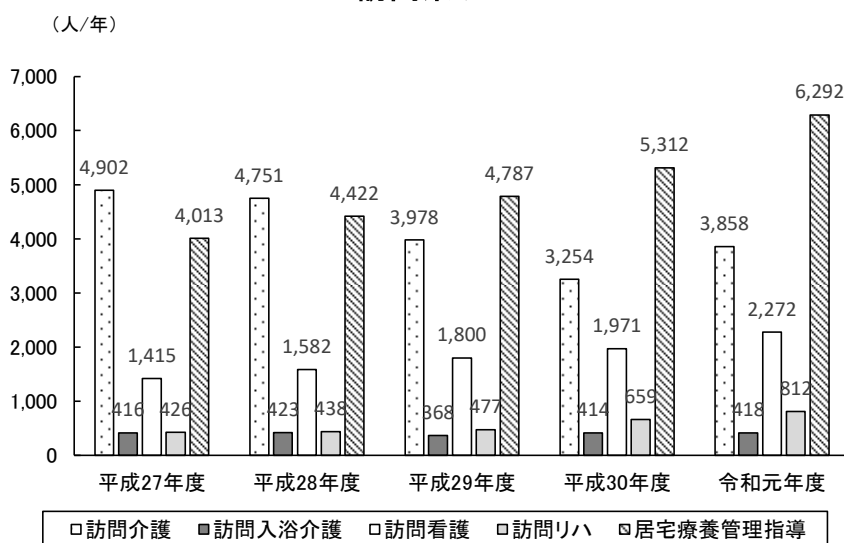
## (2) 居宅（介護予防）サービスの利用状況

### ①受給者数

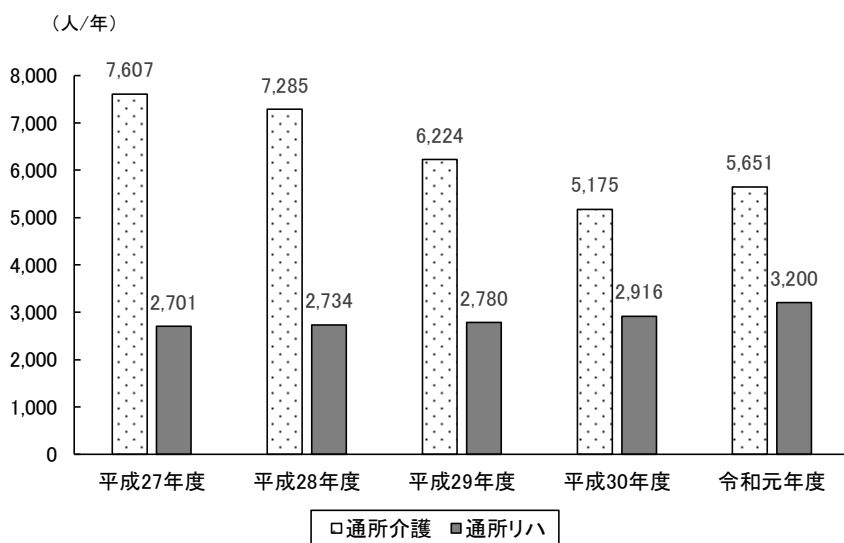
認定者数の増加に伴い全般的に増加傾向ですが、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションなどの医療系サービスが特に増加傾向を示しています。

また、訪問介護及び通所介護については、平成29年に要支援者向けのサービスが総合事業へ移行したことから減少しましたが、再度増加傾向を見せています。

#### ■訪問系サービス

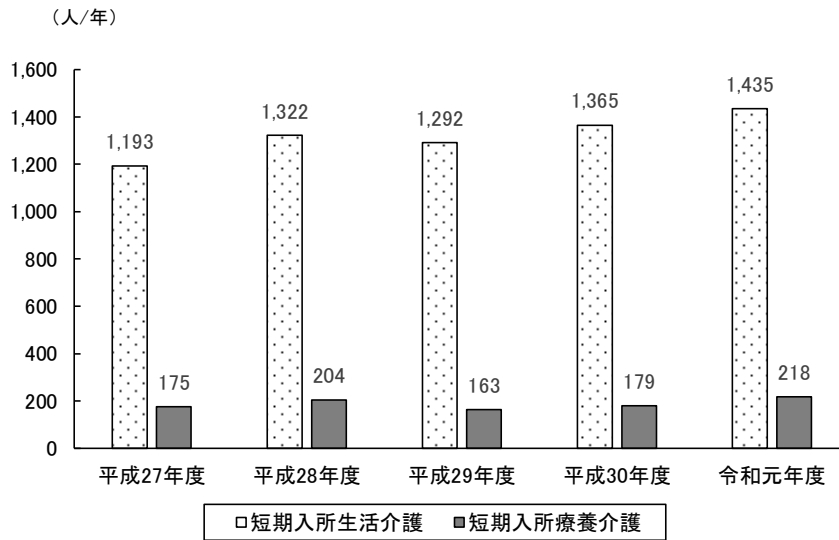


#### ■通所系サービス

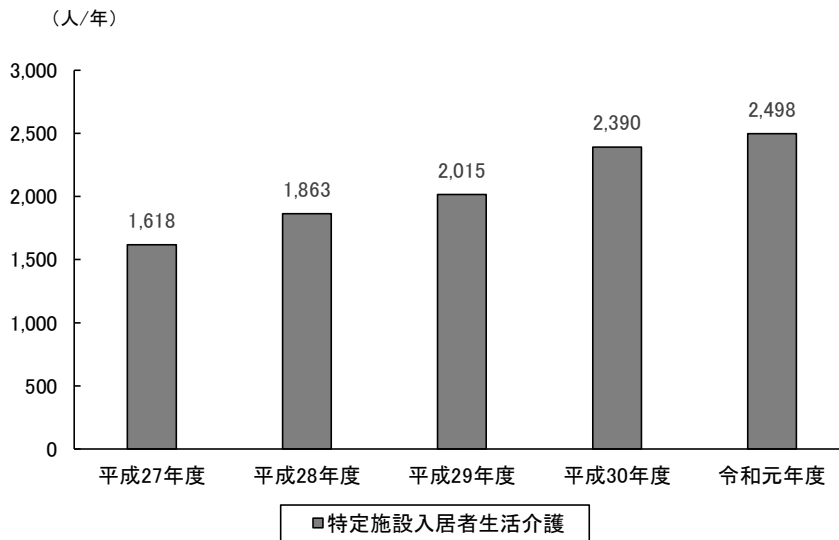




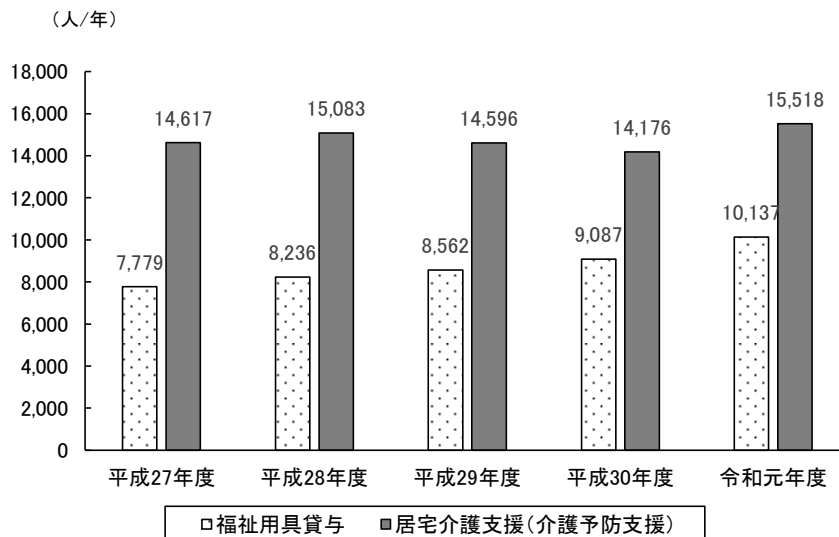
■短期入所系サービス



■特定施設入居者生活介護



■福祉用具貸与・居宅介護支援（介護予防支援）

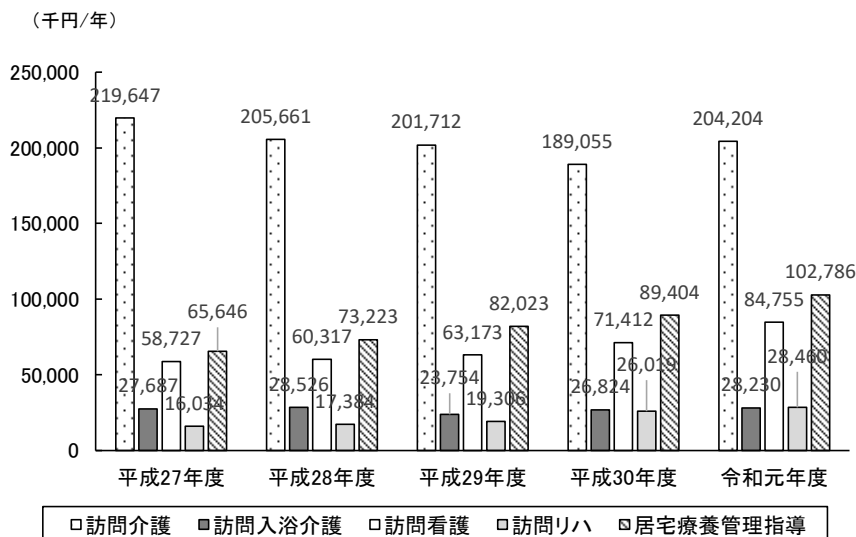


## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

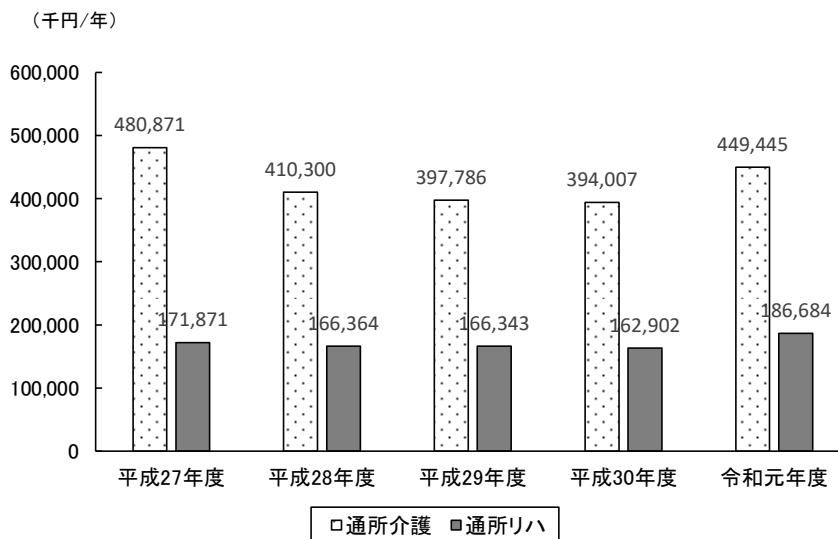
### ②給付費

年延べ給付費をみると、給付者数の推移と同様に、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションなどの医療系サービスが特に増加傾向を示しています。

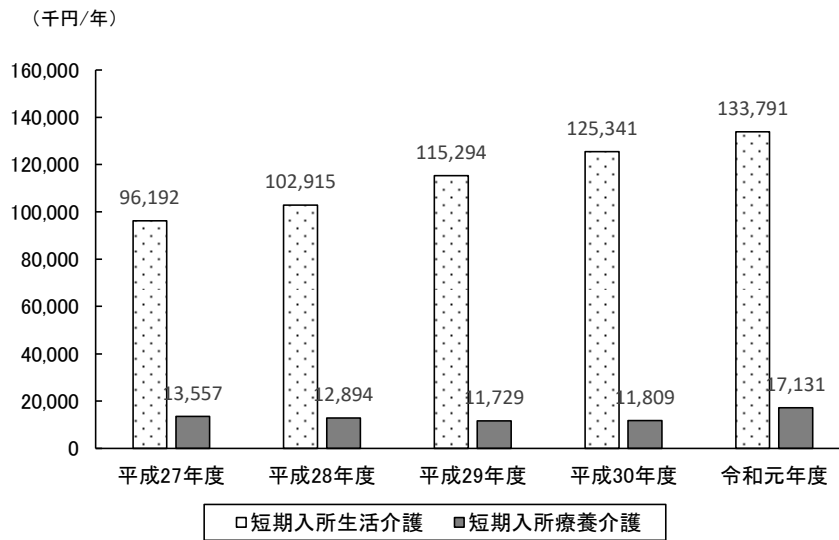
#### ■訪問系サービス（介護予防を含む）



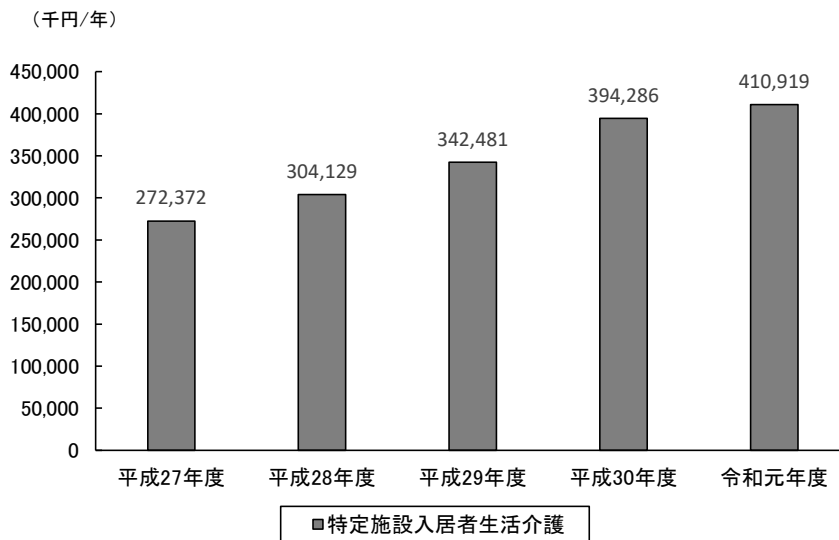
#### ■通所系サービス（介護予防を含む）



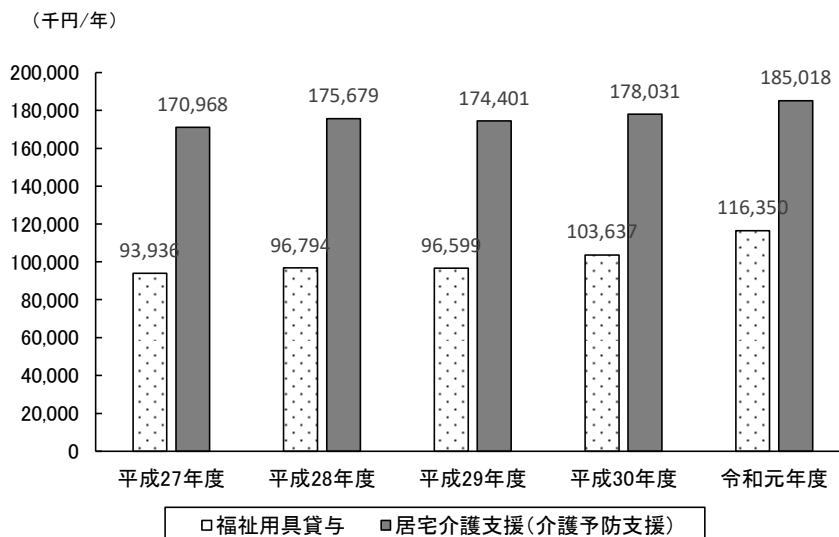
■短期入所系サービス（介護予防を含む）



■特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）



■福祉用具貸与・居宅介護支援（介護予防支援）



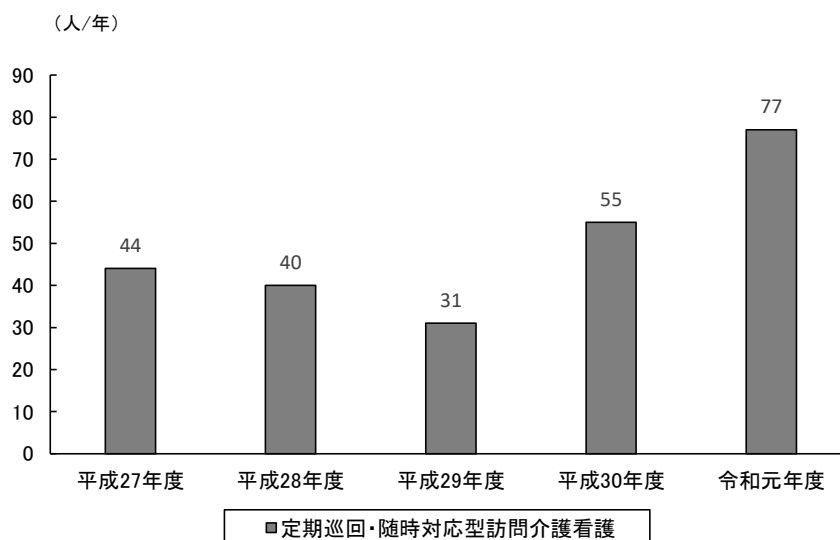
### (3) 地域密着型サービスの利用状況

#### ① 受給者数

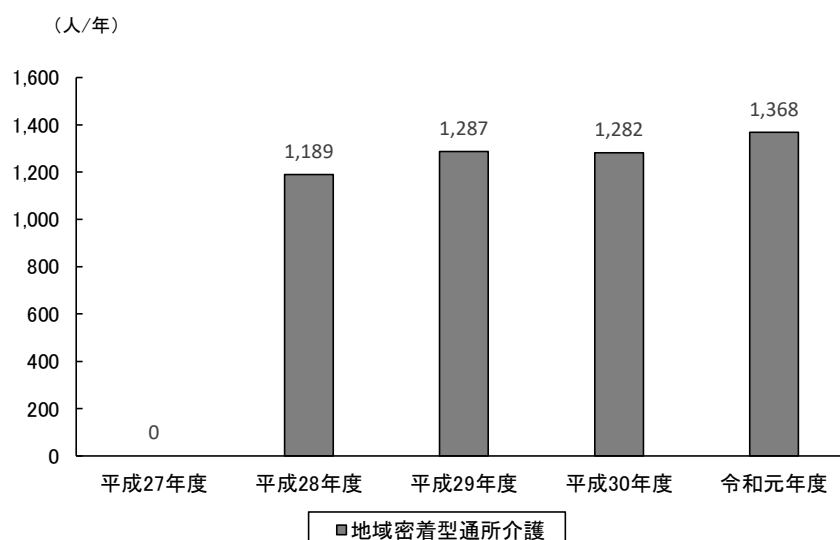
年延べ受給者数をみると、認知症対応型共同生活介護は、平成28年度に1事業所を整備したことから受給者数が増加しています。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市内事業所が撤退したことから一時減少しましたが、市町村間協議による市外事業所の利用などにより増加傾向にあります。

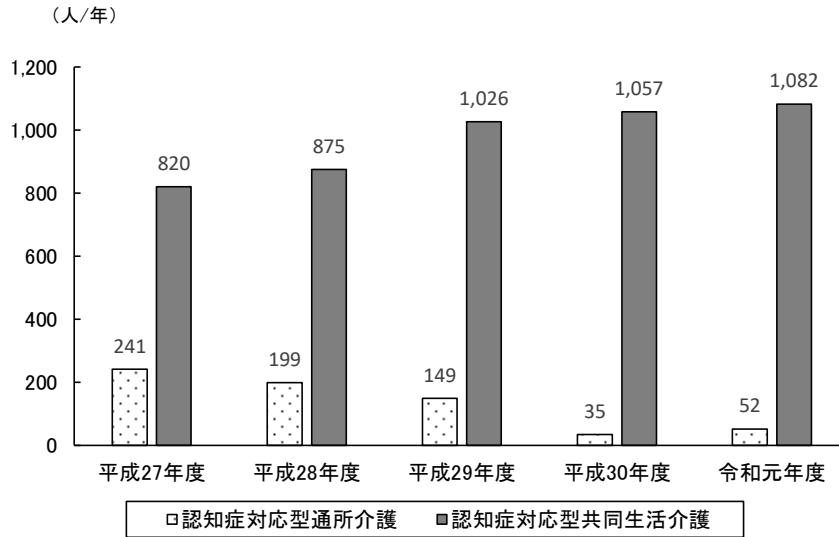
#### ■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



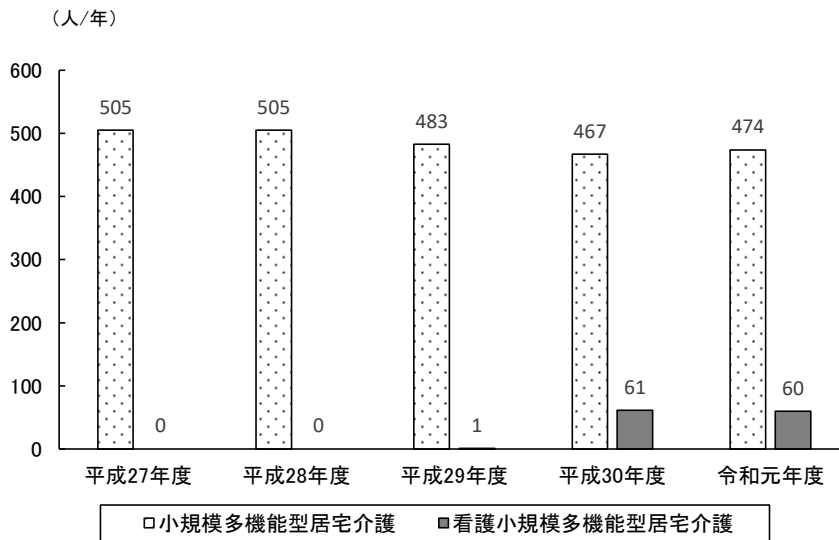
#### ■ 地域密着型通所介護



■認知症対応型サービス（介護予防を含む）



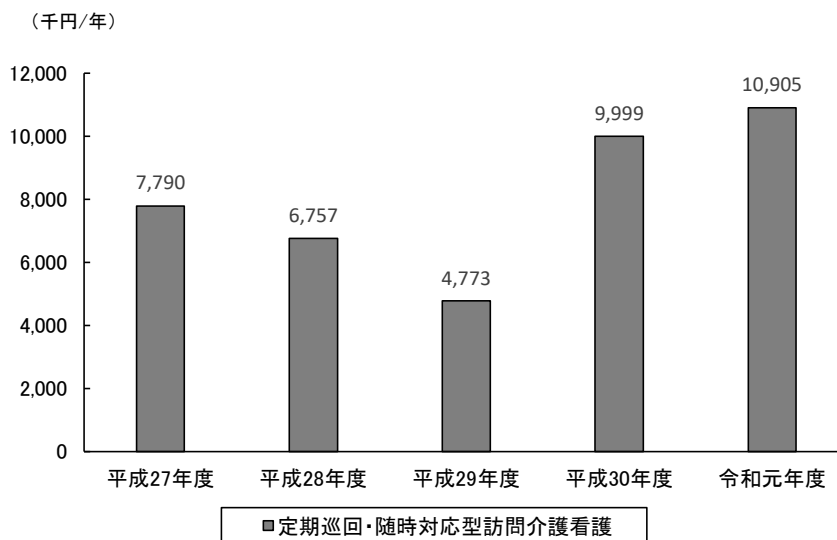
■小規模多機能型サービス（介護予防を含む）



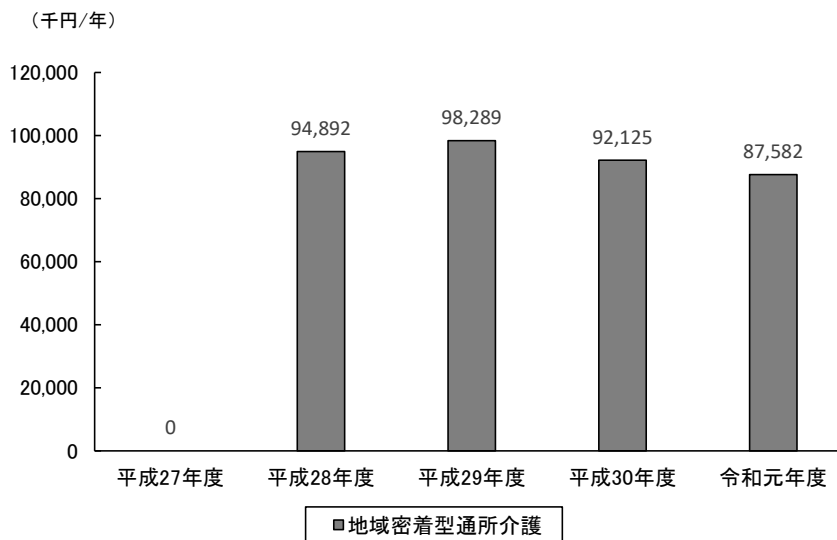
②給付費

年延べ給付費をみると、地域密着型通所介護については、比較的軽度者の利用が多いことから、受給者数が増加しているにもかかわらず給付費は減少傾向にあります。

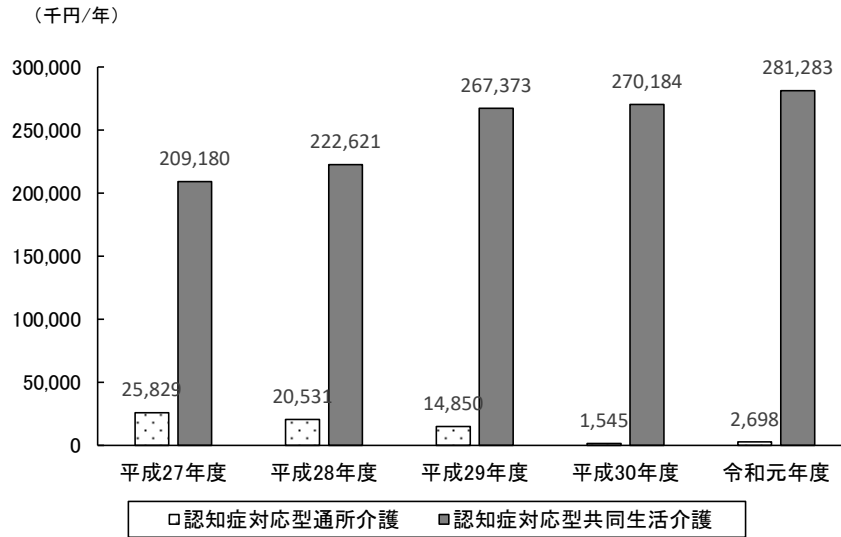
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護



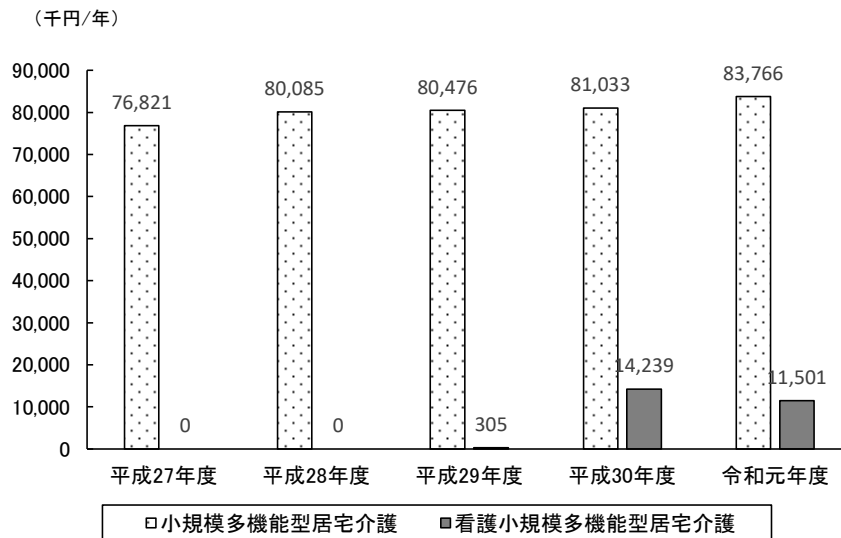
■地域密着型通所介護



■認知症対応型サービス（介護予防を含む）



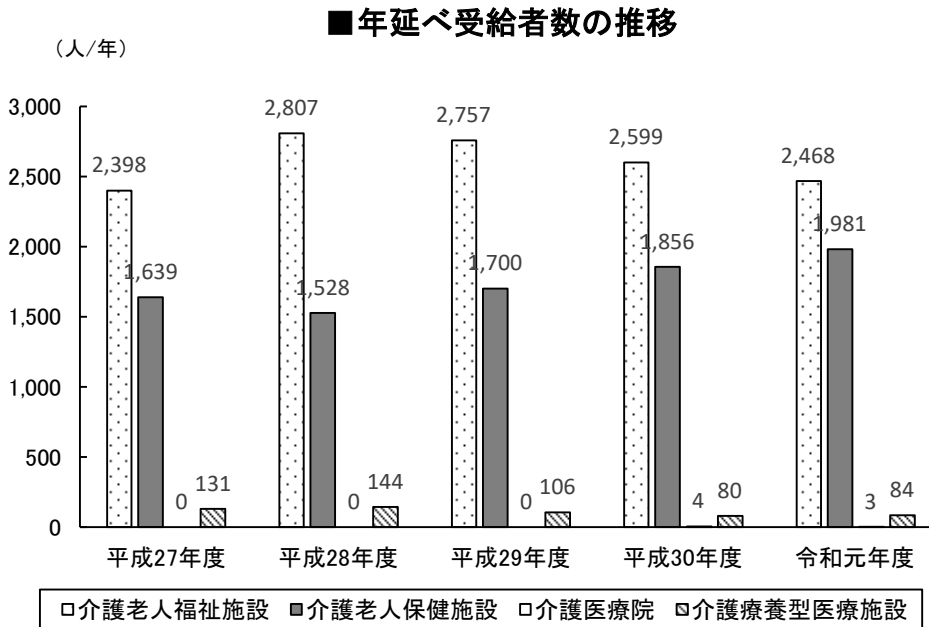
■小規模多機能型サービス（介護予防を含む）



(4) 施設サービスの利用状況

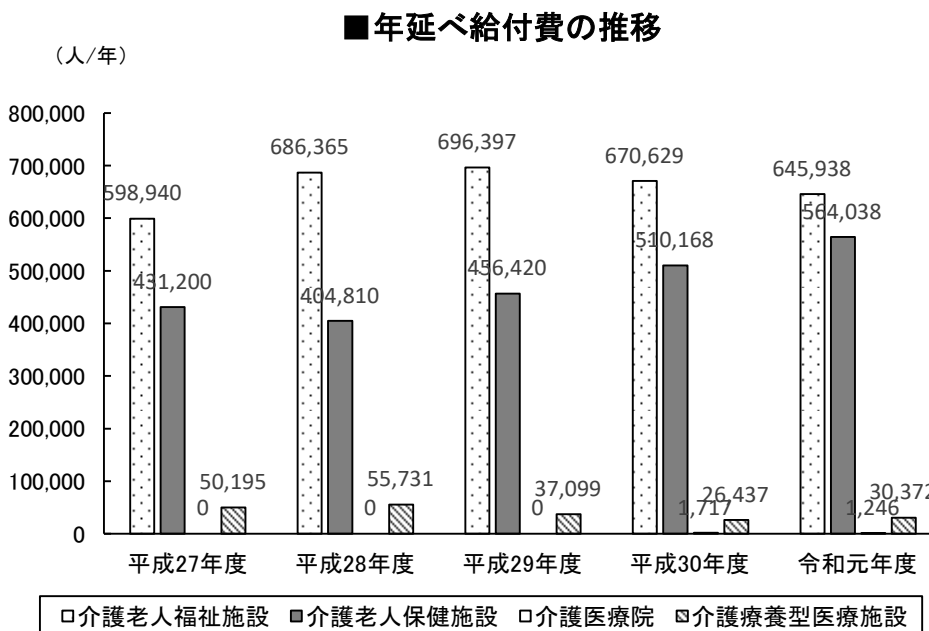
① 受給者数

年延べ受給者数をみると、介護老人福祉施設は平成28年度以降、減少傾向が続いていますが、介護老人保健施設は平成28年度以降、増加傾向となっています。



② 給付費

年延べ給付費をみると、介護老人福祉施設は平成29年度以降、減少傾向が続いていますが、介護老人保健施設は平成28年度以降、増加傾向となっています。





(5) 第7期計画における計画値との対比

①居宅（介護予防）サービス

受給者数については、概ね、計画値を上回っています。特に、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションなどの医療系サービスについては、軽度者の利用が計画を上回っていることから、計画値を上回っています。

給付費全体では、概ね計画値どおりになる見込みです。

■受給者数

(単位：人（年間のべ）)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込）			第7期累計（見込）		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
【在宅サービス】（介護予防を含む）												
訪問介護	3,060	3,254	106.3%	3,168	3,858	121.8%	3,240	3,837	118.4%	9,468	10,949	115.6%
訪問入浴介護	360	414	115.0%	360	418	116.1%	360	390	108.3%	1,080	1,222	113.1%
訪問看護	1,944	1,971	101.4%	2,112	2,272	107.6%	2,340	2,541	108.6%	6,396	6,784	106.1%
訪問リハビリテーション	504	659	130.8%	552	812	147.1%	648	810	125.0%	1,704	2,281	133.9%
居宅療養管理指導	5,172	5,312	102.7%	5,568	6,292	113.0%	6,144	6,549	106.6%	16,884	18,153	107.5%
通所介護	5,700	5,175	90.8%	6,108	5,651	92.5%	6,708	5,490	81.8%	18,516	16,316	88.1%
通所リハビリテーション	2,868	2,916	101.7%	2,892	3,200	110.7%	3,036	2,490	82.0%	8,796	8,606	97.8%
短期入所生活介護	1,584	1,365	86.2%	1,668	1,435	86.0%	1,824	1,188	65.1%	5,076	3,988	78.6%
短期入所療養介護（老健）	192	179	93.2%	252	218	86.5%	324	123	38.0%	768	520	67.7%
短期入所療養介護（病院等）	12	0	0.0%	12	0	0.0%	12	0	0.0%	36	0	0.0%
特定施設入居者生活介護	2,232	2,390	107.1%	2,484	2,498	100.6%	2,808	2,502	89.1%	7,524	7,390	98.2%
福祉用具貸与	9,048	9,087	100.4%	9,576	10,137	105.9%	10,344	10,872	105.1%	28,968	30,096	103.9%
特定福祉用具販売	168	169	100.6%	168	187	111.3%	204	216	105.9%	540	572	105.9%
住宅改修	216	199	92.1%	204	200	98.0%	132	141	106.8%	552	540	97.8%
介護予防支援・居宅介護支援	14,364	14,176	98.7%	14,760	15,518	105.1%	15,336	15,621	101.9%	44,460	45,315	101.9%

※厚生労働省見える化システム公表情報（令和2年6月分までの実績）

■給付費

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度（見込）			第7期累計（見込）		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
【在宅サービス】（介護予防を含む）												
訪問介護	199,900	189,053	94.6%	214,912	204,024	94.9%	227,989	235,707	103.4%	642,801	628,784	97.8%
訪問入浴介護	22,903	26,824	117.1%	23,259	28,230	121.4%	22,758	26,031	114.4%	68,920	81,085	117.7%
訪問看護	69,498	71,412	102.8%	73,800	84,755	114.8%	79,391	102,688	129.3%	222,689	258,855	116.2%
訪問リハビリテーション	24,203	26,019	107.5%	27,287	28,460	104.3%	31,411	31,702	100.9%	82,901	86,181	104.0%
居宅療養管理指導	87,113	89,404	102.6%	93,087	102,786	110.4%	101,870	107,354	105.4%	282,070	299,544	106.2%
通所介護	406,968	394,007	96.8%	445,976	449,445	100.8%	491,932	468,131	95.2%	1,344,876	1,311,583	97.5%
通所リハビリテーション	165,386	162,902	98.5%	159,752	186,684	116.9%	163,829	159,247	97.2%	488,967	508,833	104.1%
短期入所生活介護	133,021	126,413	95.0%	148,877	133,817	89.9%	170,533	127,945	75.0%	452,431	388,175	85.8%
短期入所療養介護（老健）	14,069	11,808	83.9%	22,924	17,131	74.7%	32,930	12,245	37.2%	69,923	41,184	58.9%
短期入所療養介護（病院等）	1,100	0	0.0%	2,187	0	0.0%	3,288	0	0.0%	6,575	0	0.0%
特定施設入居者生活介護	374,106	393,214	105.1%	412,429	410,893	99.6%	459,634	435,006	94.6%	1,246,169	1,239,113	99.4%
福祉用具貸与	101,674	103,637	101.9%	107,489	116,350	108.2%	107,489	123,283	114.7%	316,652	343,270	108.4%
特定福祉用具販売	5,132	4,590	89.4%	5,312	4,700	88.5%	6,390	7,080	110.8%	16,834	16,370	97.2%
住宅改修	21,163	18,172	85.9%	20,279	17,027	84.0%	13,337	19,200	144.0%	54,779	54,399	99.3%
介護予防支援・居宅介護支援	176,205	178,030	101.0%	179,378	185,018	103.1%	185,477	194,895	105.1%	541,060	557,943	103.1%
(小計)	1,802,441	1,795,485	99.6%	1,936,948	1,969,320	101.7%	2,098,258	2,050,514	97.7%	5,837,647	5,815,319	99.6%

※長寿応援課まとめ（令和2年度は8月利用分までの利用実績をもとに推計）

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### ②地域密着型（介護予防）サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、第7期計画期間中の整備を目指して公募を行いました。応募する事業者がなく、計画値を下回る見込みです。

認知症対応型通所介護については、事業所の撤退により計画値を下回る見込みです。

看護小規模多機能型居宅介護についても、事業に必要な人員確保が困難との理由により事業所が撤退し、これも計画値を下回る見込みです。

地域密着型サービスについては、介護が必要となっても、住み慣れた地域での生活を継続していくための重要なサービスであり、また家族の介護離職防止の観点からも大きな役割を果たしていることから、今後も計画的に基盤整備を行うとともに、サービスの継続性を担保していくための取組も併せて検討する必要があります。

### ■受給者数

(単位：人(年間のべ))

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)			第7期累計(見込)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
【地域密着型サービス】(介護予防を含む)												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24	55	229.2%	72	77	106.9%	120	72	60.0%	216	204	94.4%
地域密着型通所介護	1,236	1,282	103.7%	1,272	1,368	107.5%	1,284	1,182	92.1%	2,556	3,832	149.9%
認知症対応型通所介護	180	35	19.4%	168	52	31.0%	180	48	26.7%	528	135	25.6%
認知症対応型共同生活介護	1,128	1,057	93.7%	1,164	1,082	93.0%	1,200	1,113	92.8%	3,492	3,252	93.1%
小規模多機能型居宅介護	576	467	81.1%	600	474	79.0%	648	468	72.2%	1,824	1,409	77.2%
看護小規模多機能型居宅介護	300	61	20.3%	300	60	20.0%	300	0	0.0%	900	121	13.4%

※厚生労働省見える化システム公表情報(令和2年6月分までの実績)

### ■給付費

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)			第7期累計(見込)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
【地域密着型サービス】(介護予防を含む)												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,730	9,999	211.4%	14,748	10,905	73.9%	25,608	9,739	38.0%	45,086	30,643	68.0%
地域密着型通所介護	106,983	92,125	86.1%	111,157	87,582	78.8%	112,193	75,931	67.7%	330,333	255,638	77.4%
認知症対応型通所介護	18,374	1,545	8.4%	17,343	2,698	15.6%	18,269	4,755	26.0%	53,986	8,998	16.7%
認知症対応型共同生活介護	298,156	270,099	90.6%	306,999	281,283	91.6%	315,626	297,584	94.3%	920,781	848,966	92.2%
小規模多機能型居宅介護	98,154	81,118	82.6%	103,614	83,766	80.8%	116,467	84,738	72.8%	318,235	249,622	78.4%
看護小規模多機能型居宅介護	69,342	14,239	20.5%	69,373	11,501	16.6%	69,393	0	0.0%	208,108	25,740	12.4%
(小計)	595,739	469,125	78.7%	623,234	477,735	76.7%	657,556	472,747	71.9%	1,876,529	1,419,607	75.7%

※長寿応援課まとめ(令和2年度は8月利用分までの利用実績をもとに推計)

### ③施設サービス

介護老人福祉施設については、第7期計画策定時点においては、受給者の増加傾向を見せていたことから、受給者の増を見込んで見込量を設定しましたが、実際には平成28年度をピークに減少に転じました。令和2年度は若干の増加傾向を見せていますが、結果として計画値を大きく下回る見込みとなっています。

今後も、よりの確なサービス見込量を積算するとともに、施設サービスは地域密着型サービスと同様、家族の介護離職防止の観点からも重要な役割を担っていることから、必要性を十分勘案した上で計画的に整備を進めていきます。

#### ■受給者数

(単位：人(年間のべ))

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)			第7期累計(見込)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
【施設サービス】												
介護老人福祉施設	3,132	2,599	83.0%	3,480	2,468	70.9%	3,936	2,592	65.9%	10,548	7,659	72.6%
介護老人保健施設	1,860	1,856	99.8%	1,896	1,981	104.5%	1,968	2,052	104.3%	5,724	5,889	102.9%
介護医療院	12	4	33.3%	12	3	25.0%	24	27	112.5%	48	34	70.8%
介護療養型医療施設	96	80	83.3%	96	84	87.5%	72	57	79.2%	264	221	83.7%

※厚生労働省見える化システム公表情報(令和2年6月分までの実績)

#### ■給付費

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)			第7期累計(見込)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
【施設サービス】												
介護老人福祉施設	795,405	670,629	84.3%	883,811	645,938	73.1%	1,001,050	703,431	70.3%	2,680,266	2,019,998	75.4%
介護老人保健施設	494,765	510,167	103.1%	504,774	564,085	111.8%	524,641	555,754	105.9%	1,524,180	1,630,006	106.9%
介護医療院	4,445	1,656	37.3%	4,445	773	17.4%	8,890	13,363	150.3%	17,780	15,792	88.8%
介護療養型医療施設	34,976	26,498	75.8%	34,992	30,797	88.0%	26,291	20,092	76.4%	96,259	77,387	80.4%
(小計)	1,329,591	1,208,950	90.9%	1,428,022	1,241,593	86.9%	1,560,872	1,292,640	82.8%	4,318,485	3,743,183	86.7%

※長寿応援課まとめ(令和2年度は8月利用分までの利用実績をもとに推計)

## (6) 地域支援事業費の実績

介護保険制度においては、介護給付とは別に「地域支援事業」として、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業を行っています。

地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の高齢者への支援体制を一体的に推進します。

「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つからなります。

### ①介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う「一般介護予防事業」からなります。

(単位：円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>			
訪問介護相当サービス	30,359,088	27,323,649	25,890,600
訪問型サービスA	543,847	665,454	544,769
訪問型サービスC	9,125,734	5,064,200	6,350,000
通所介護相当サービス	64,031,761	68,415,038	58,489,030
通所型サービスA	2,019,370	703,075	308,477
通所型サービスC	7,261,816	4,414,500	5,350,000
介護予防ケアマネジメント	11,447,650	11,586,109	11,715,000
<b>一般介護予防事業</b>			
介護予防把握事業	0	0	844,000
介護予防普及啓発事業	16,575,238	14,123,186	14,594,000
地域介護予防活動支援事業	1,930,995	1,396,908	1,797,230
地域リハビリテーション活動支援事業	378,000	9,408	662,000
上記以外のもの	420,782	540,776	706,000
<b>合計</b>	<b>144,094,281</b>	<b>134,242,303</b>	<b>127,251,106</b>

## ②包括的支援事業・任意事業

包括的支援事業は、地域包括支援センター（本市では、「高齢者あんしん相談センター」と呼んでいます）の運営のほか、在宅医療と介護の連携体制の構築、多様な主体の参画による日常生活の支援体制の構築、認知症高齢者の支援などに関する事業です。

任意事業は、介護給付の適正化や、家族介護支援に関する取組、成年後見制度の利用支援に関する取組など、地域の実情に応じて実施する事業です。

(単位：円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
包括的支援事業				
	高齢者あんしん相談センターの運営	105,692,935	105,801,216	129,553,000
	在宅医療・介護連携推進事業	9,095,461	9,027,005	9,893,000
	生活支援体制整備事業	25,480,276	25,692,941	26,299,000
	認知症初期集中支援推進事業	1,280,667	750,395	2,525,000
	認知症地域支援・ケア向上事業	12,480,245	12,427,970	13,590,000
	地域ケア会議推進事業	5,436,554	5,491,661	7,766,000
任意事業		5,636,854	5,047,493	10,547,800

## 4 第7期計画の進捗評価（総括）

本市では、第7期計画において、『地域で支え合い 笑顔とふれあいがあふれる 福祉のまちづくり』を基本理念に、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」、「みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり」、「健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり」、「介護保険を安心して利用できるまちづくり」の4つの基本目標に基づき、高齢者福祉及び介護保険事業に関する施策を進めてきました。計画の推進にあたっては、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、PDCAサイクルに沿った推進が重要であることから、これらの基本理念と基本目標、さらに施策を踏まえた事業について、第7期計画期間を通じて取り組んだ結果を評価、さらに市のホームページで公表し、次のとおり課題を整理しました。

第8期計画においては、これらの課題に向き合い、対応する施策と事業の展開を図っていきます。

### （1）自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

介護が必要になることや介護の重度化防止のため、第7期計画においては地域における活動拠点と支え手づくりの促進として、「いろは百歳体操支援事業」等、地域における住民主体の介護予防活動を展開してきました。通いの場の箇所数は毎年増加し、一定の成果をあげていますが、本市における高齢化の状況から、さらなる認知度の向上と地域活動の促進、また箇所数だけではない新たな事業評価方法の立案等が課題となっています。

さらに、令和元年度末から世界的に流行した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通いの場における活動が制限されたことを踏まえ、感染症等新しい生活様式に対応するため、行政のみではなく住民主導の事業を展開するとともに、保険者機能強化推進交付金等、自立支援・重度化防止等に関する市独自の一般会計による介護予防に資する取組等に交付される補助金等も活用しながら、進めていくことが求められます。

### （2）我が事・丸ごと、地域共生社会の推進

第7期計画から、計画の体系は地域福祉計画を上位計画とする関連計画の整合が求められるようになり、令和2年度に策定された「第4期志木市地域福祉計画」においては、重点的取組として、「包括的相談支援体制の構築」、「地域福祉活動へ参加しやすい環境づくり」、「成年後見制度利用の促進」、「安心・安全な地域づくり」の推進が示されています。第7期計画においては、生活支援体制整備事業等を通じ、地域住民、地縁組織、事業所、庁内連携による「地域ぐるみ活動の参加促進」を進めてきましたが、地域共生社会の実現に向けては、関連計画の目標とも整合しながら、さらなる取組と連携の充実と促進が必要です。

また、地域共生社会の実現のためには、従来の支えられる側と支える側という概念を超えた、相互に支え合う意識を、地域全体にさらに高める必要があり、社会参加そのものが生きがいにつながるような取組の充実が課題となります。

### （３）医療計画等との整合性

地域包括ケアシステムの構築と推進には、介護サービスとともに適切な医療体制の整備が必要であり、県の地域保健医療計画及び地域医療構想との整合に留意し、連携しながら医療体制の整備を図っていくことが、介護予防を含めた健康増進、介護が必要となった高齢者への重度化防止に重要な事項となっています。

本市では、第7期計画において、医療職や介護職等で構成された代表者会議により、在宅医療・介護連携推進事業として医療と介護の顔の見える関係づくりの推進や、市民や専門職向け講演会等により、在宅医療や看取り等の啓発と推進を図ってきましたが、これら連携体制の推進や意識の向上のみならず、介護療養型医療施設や医療療養病床の廃止が令和6年3月末までに実施されることも踏まえ、その受け皿となる施設やサービスの充実等も図る必要があります。

### （４）介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

高齢社会の進展により、独居や高齢者のみで暮らす世帯や、認知症高齢者を介護している世帯のさらなる増加が予想され、家族を含む介護者の心理的、身体的、また経済的負担や孤立感を背景とする高齢者虐待等は、今後も細心の注意を払いながら対応する必要があります。

本市では、庁内関係部局のみならず、警察署等公共機関との連携や、高齢者あんしん相談センター等相談機関、介護事業所等関係機関との連携、さらに民生委員・児童委員及び町内会を含む地域住民との連携により、高齢者虐待の早期発見と適切な対応を図るとともに、家族介護者を支援する相談事業や情報交換、リフレッシュできる集いの事業を実施に加え、高齢者が安全・安心に過ごせる在宅福祉サービスや制度により、介護者の負担を軽減する取組を行ってきました。今後は、これらの連携による対応等のみならず、介護者の負担軽減による予防策の充実が必要となります。

特に、埼玉県においては、令和2年3月に、全国で初めて介護者の支援に焦点をあてた埼玉県ケアラー支援条例が施行されたことから、県を含む関係機関と連携しながら、今後の介護ニーズの高まりにあわせた、住民相互による助け合いの促進も含めた、高齢者や介護者、さらに介護事業所の支援体制のさらなる充実を図っていきます。

### （５）介護離職ゼロにむけたサービス基盤の整備

高齢者の増加に伴う介護需要の高まりとともに、在宅で家族を介護する必要から離職を余儀なくされるケースがありますが、その後再就職が出来ず、また再就職しても収入が減少するため、介護者自身の生活が困窮してしまうケースも見られます。

介護離職を防止するには、「働く環境の改善・家族支援」と「受け皿となる必要なサービスの確保」の両輪が必要です。本市では、これまでも必要なサービスの確保に取り組んできましたが、第7期計画におけるサービス基盤整備が未達成に終わるなど、必ずしも取組が十分とはいえない状況にあります。また、事業所を整備しても過重労働などにより現場で働く介護職員が離職すれば、人材不足により十分なサービスの提供が出来なくなる可能

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

性もあります。

今後ますます介護需要が高まることから、引き続きサービス基盤を整備することに加え、  
今後は介護を担う人材の確保、定着を図る施策も必要です。



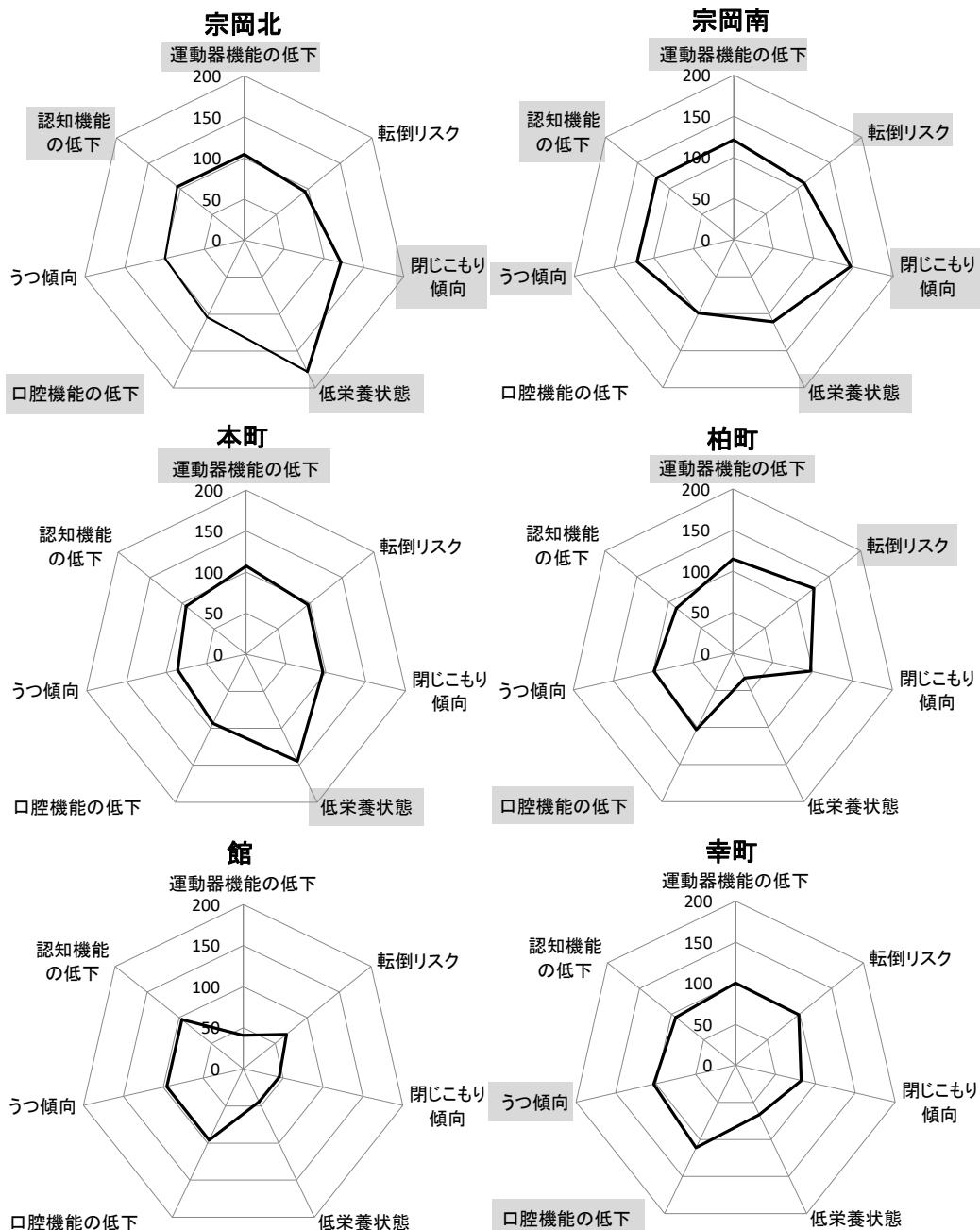
# 5 志木市高齢者等実態調査結果からの課題

## (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

本調査は、市内在住の65歳以上の人（要介護1～5を除く）を対象として、高齢者の生活実態や生活支援ニーズなどの状況についての把握を目的として実施しました。

要介護状態になる可能性があるリスクについて、圏域別のリスク該当者割合を、市全体を100として標準化し、レーダーチャートにして図示しました。これらの結果から、要介護状態になる前の前期高齢者の段階からの介護予防や地域性を踏まえた取組の重要性がうかがえます。（詳細は「志木市高齢者等実態調査報告書(令和2年7月)」を参照）

■圏域別にみたリスク項目別指標の比較（市全体を区全体を100とした場合）

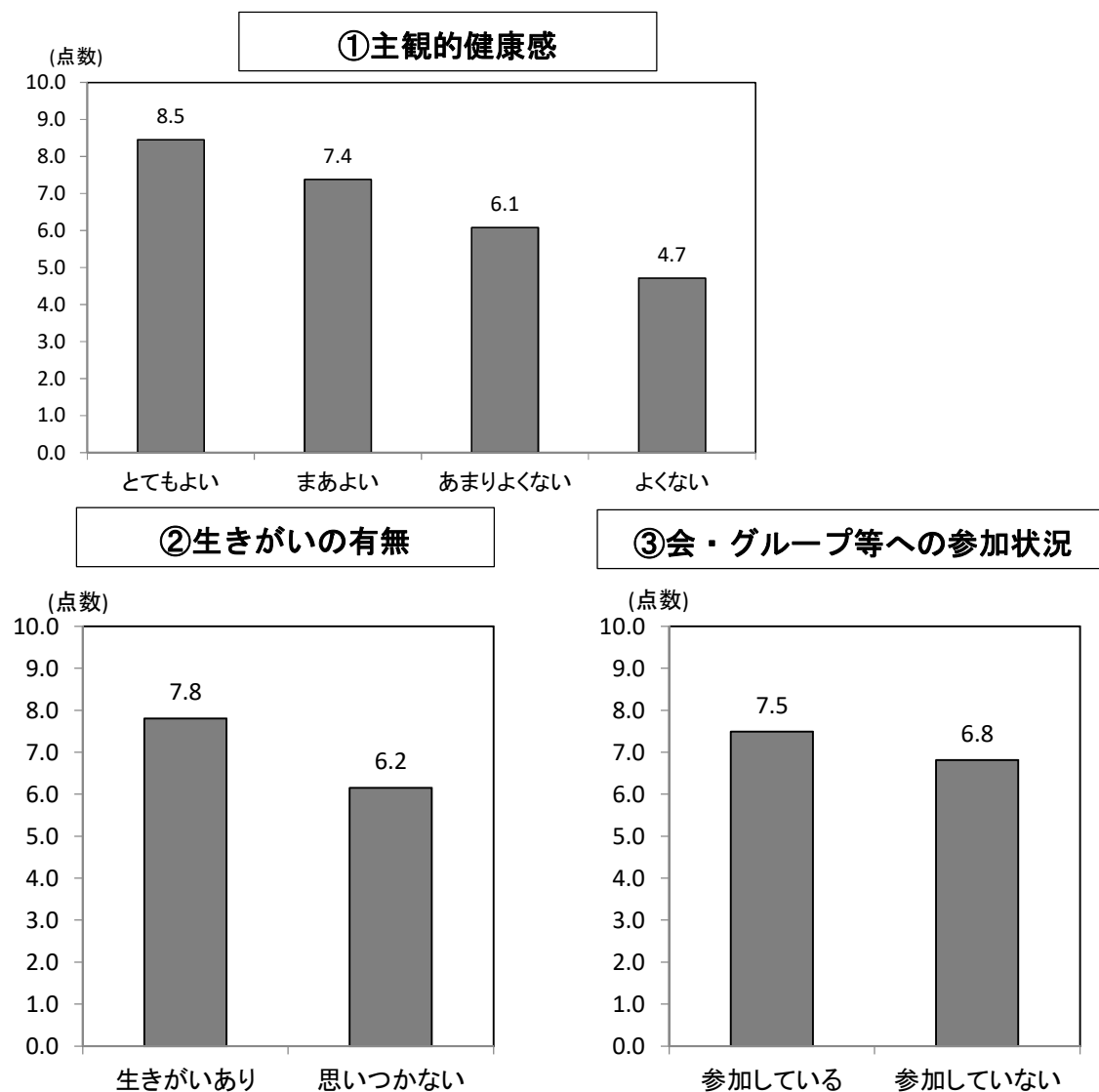


## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

主観的幸福感を問う設問（0～10点）から、自身の主観的な健康感、生きがいの有無、社会参加（会・グループ等への参加）の有無別に幸福度の平均点を比較したところ、主観的健康感が高いほど平均点が高く、また、生きがいを持っていたり、社会参加している方が平均点が高い結果となりました。

これらの結果を踏まえると、幸福度の向上に向けて、健康づくりの推進や生きがいづくり、社会参加を進めていくことの重要性がうかがえます。

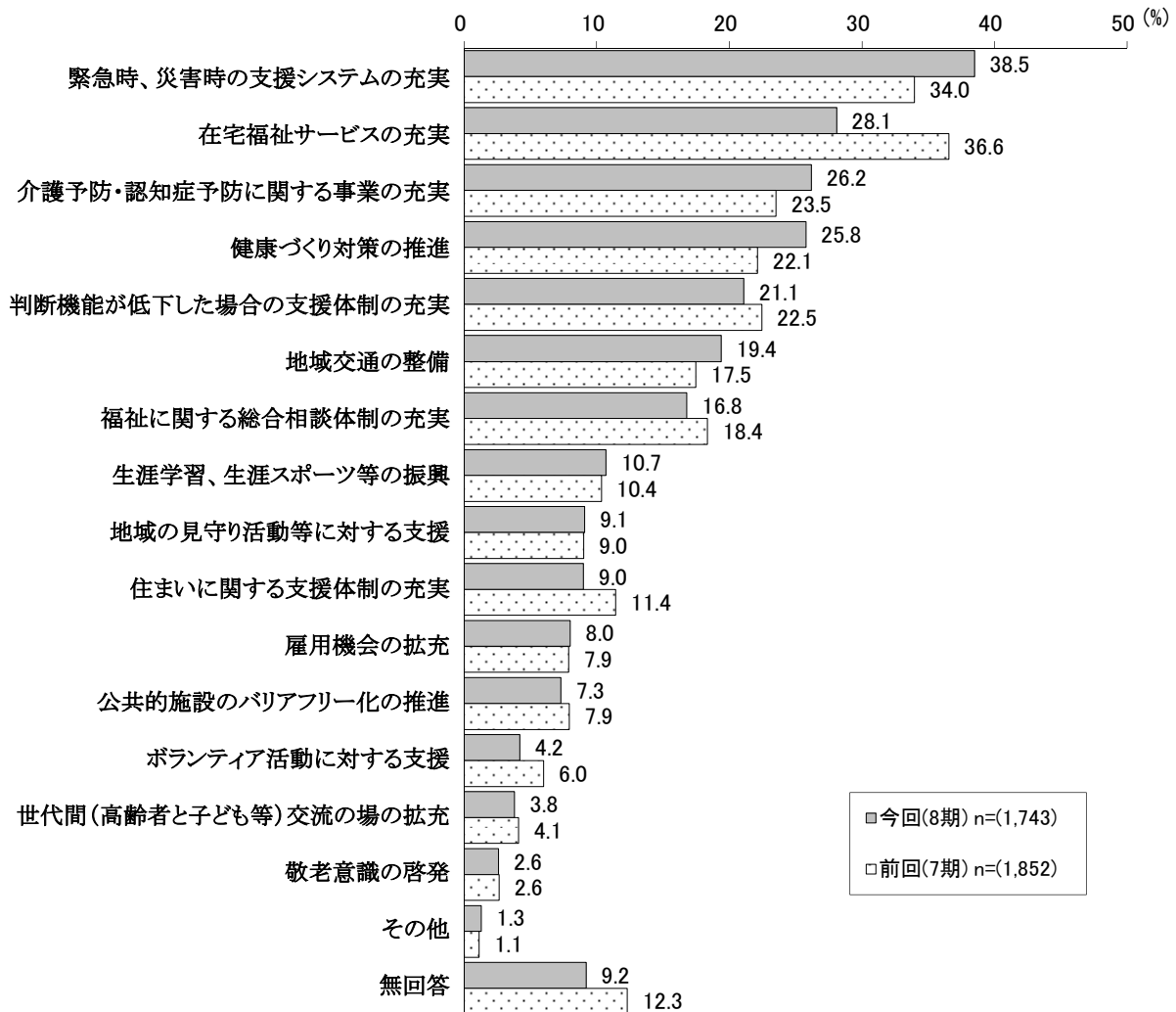
### ■主観的幸福感の平均点の比較



本市の高齢者施策として特に力を入れてほしいことでは、「緊急時・災害時の支援システムの充実」、「在宅福祉サービスの充実」、「介護予防・認知症予防に関する事業の充実」、「健康づくり対策の充実」の順となっています。

近年の災害状況や感染症の状況を踏まえると、これらの結果から、緊急時・災害時の対応の重要性、また、将来の人口構成の変化を考慮した在宅サービス基盤の充実、健康づくり・予防への重点的対応の重要性がうかがえます。

■本市の高齢者施策として特に力を入れてほしいこと（複数回答）



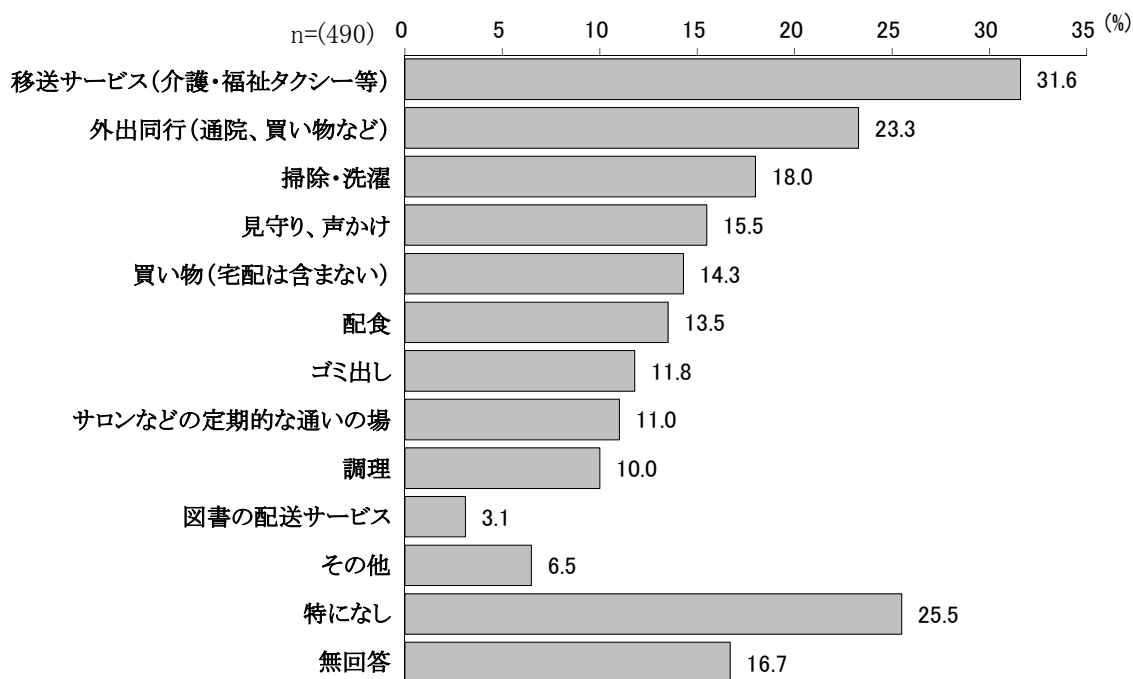
## (2) 在宅介護実態調査

本調査は、市内在住の65歳以上のうち、要支援・要介護認定を受けている人で、在宅生活をしていると思われる人を対象として、在宅介護の実態や生活支援ニーズなどの状況についての把握を目的として実施しました。

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスでは、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」、「外出同行(通院、買い物など)」の順となっています。

これらの結果を踏まえると、在宅介護の継続に向けた支援ニーズとして、移動手段の確保・同行支援のニーズへの対応の重要性がうかがえます。

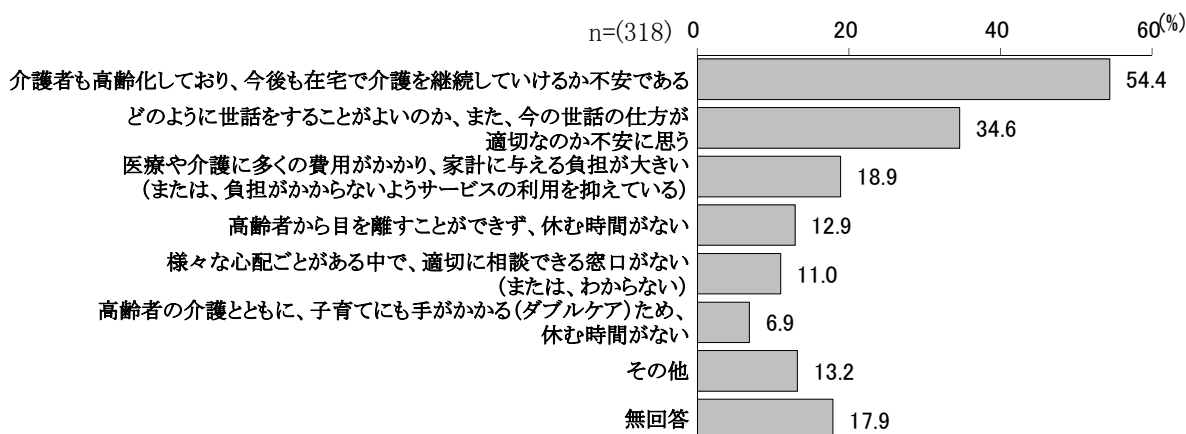
### ■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)



介護や看病などの世話をする人が大変と感じることは、介護者の高齢化による在宅介護の継続への不安が5割以上と最も多くなっています。

これらの結果を踏まえると、介護者の不安軽減に向けた支援・サービスの重要性がうかがえます。

### ■介護や看病などの世話をする人が大変と感じること(複数回答)

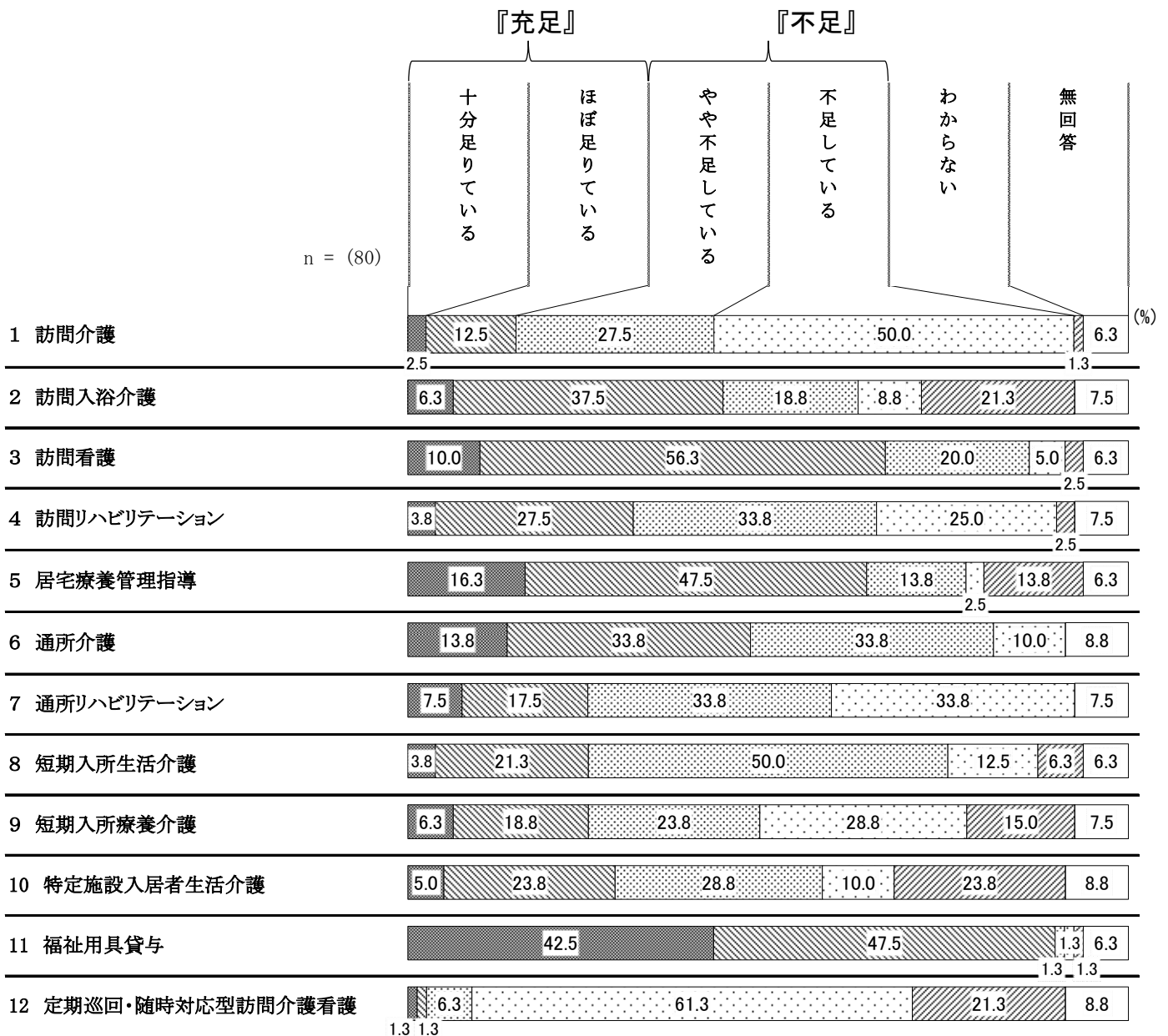


### (3) 介護支援専門員調査

介護サービスの充実度について「やや不足している」または「不足している」と回答した割合の高いサービスは、「訪問介護」、「総合事業（訪問型サービス）」、「介護老人保健施設」、「通所リハビリテーション」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」となっています。

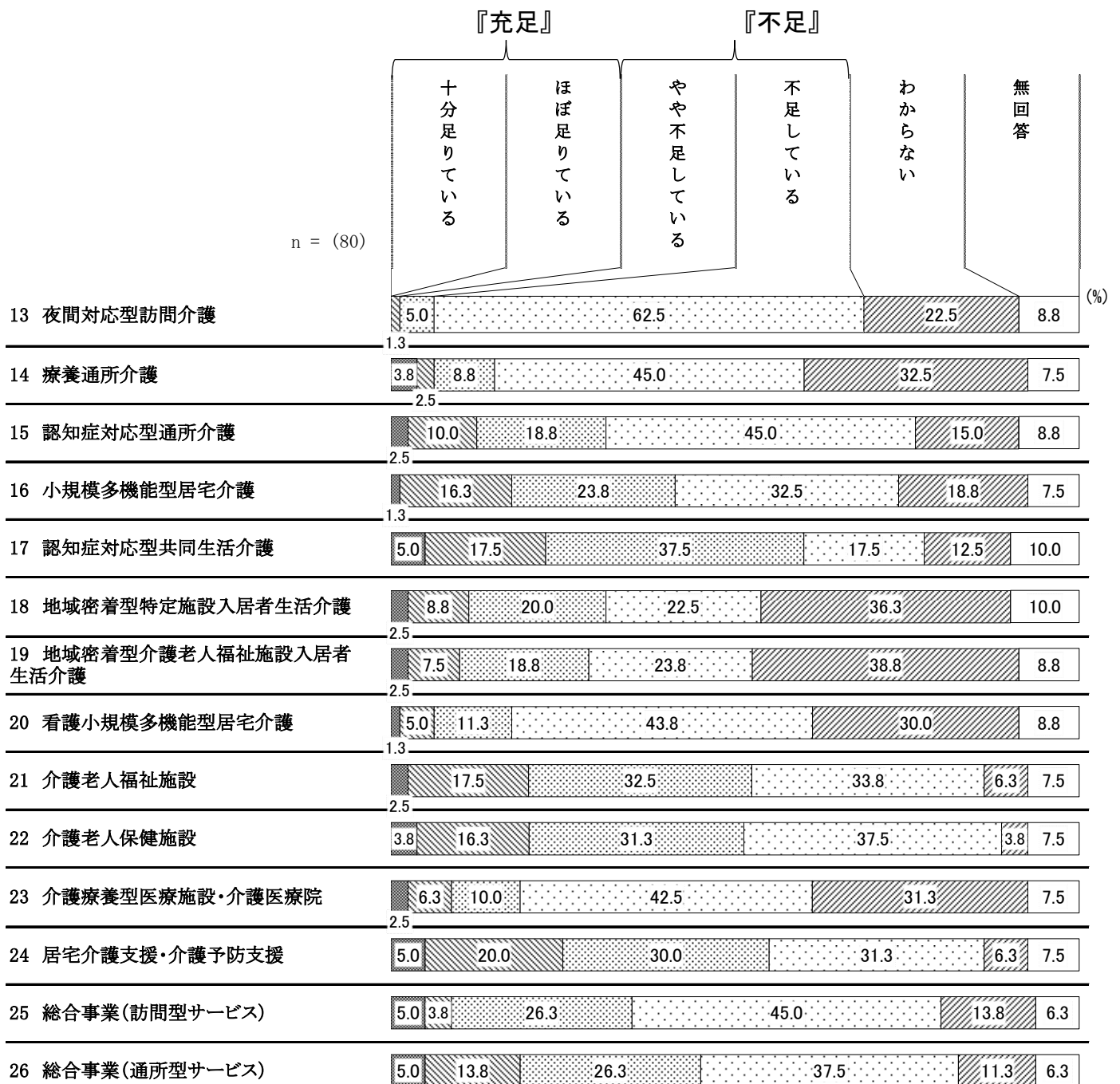
これらの結果を踏まえると、在宅介護継続に向け、訪問系サービスの基盤と通所系サービスも含めたリハビリ機能の重要性がうかがえます。

#### ■介護サービスの充実度



次ページに続く

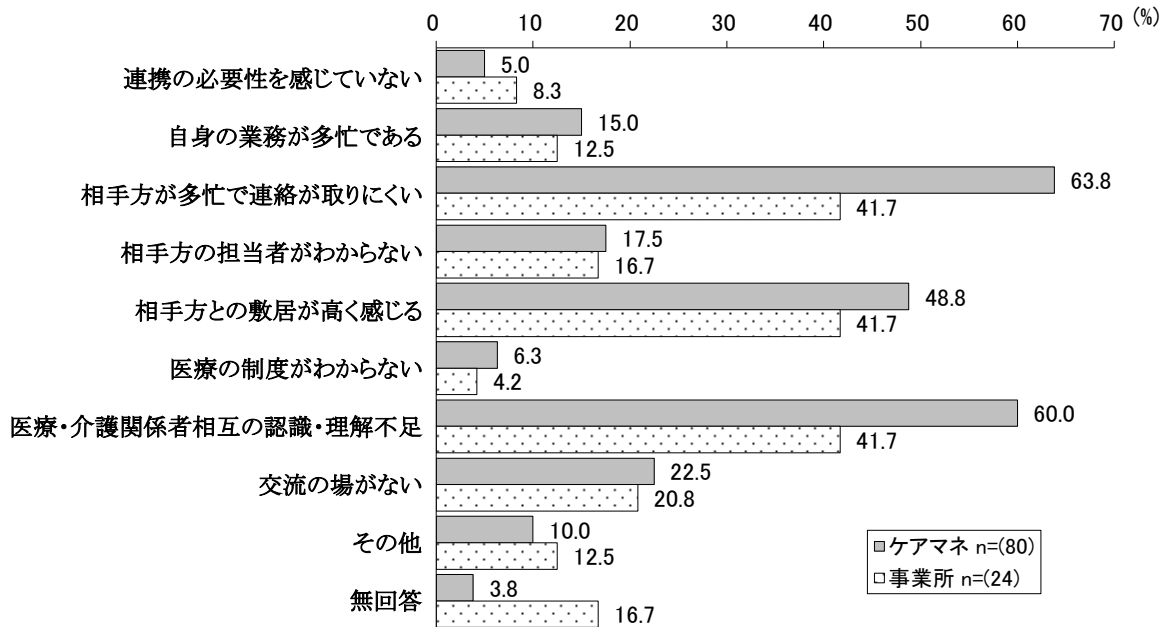
## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題



医療と介護の連携がとりくにくい理由は、「相手が多忙で連絡が取りにくい」、「医療・介護関係者相互の認識・理解不足」となっています。これは事業所調査でも同様の結果となっています。

これらの結果を踏まえると、在宅医療・介護連携の強化の重要性がうかがえます。

■医療と介護の連携がとりくにくい理由（複数回答）



(4) 介護サービス事業所調査

職員の状況について、過去1年間の採用者数と離職者数をみると、ほぼ同数という現状があります。

これらの結果を踏まえると、高齢者人口が増加し、現役世代が減少してくる中で、高齢介護を支える介護人材の確保及び定着への取組の重要性がうかがえます。

■過去1年間の介護職員の採用者数・離職者数

項目	採用	離職
実施事業所	31	29
人数合計	151人	113人
採用実施率／離職率	79.5%	74.4%
採用者／離職者がいた事業所の平均人数	4.9人	3.9人

※採用実施率／離職率＝実施事業所数÷39事業所（回答総数）

## 6 地域ケア会議等から抽出された意見

### (1) 地域ケアエリア会議での協議

市の5圏域に設置されている高齢者あんしん相談センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持と生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設です。このため、各センターが開催する地域ケアエリア会議は、支援を必要とする高齢者の問題を地域の関係機関や市民と協同・連携して解決する検討会議であるだけでなく、介護事業所やケアマネジャー等各機関に助言や後方支援をする包括的・継続的ケアマネジメント支援の効果的実施手法として、また協議の過程において、地域に不足する地域課題の抽出や資源開発をする役割も担っています。

第7期計画期間の3か年に各センターで開催された地域ケアエリア会議では、高齢化の進展に伴って、認知症高齢者への支援体制と権利擁護に係る相談体制の充実が広く地域課題として求められました。また、第7期計画策定時から継続している課題についても、第8期計画期間に引き続き協議していく必要があります。

第8期計画期間においては、これらの地域課題も踏まえた施策を展開し、事業の充実・推進と開発に努めていきます。

(本市の高齢者あんしん相談センターが開催する地域ケア会議は本市独自の名称として「地域ケアエリア会議」と呼称しています。)

### (2) 主な地域課題

地域ケアエリア会議から抽出された主な地域課題は次の7項目です。これらの地域課題を第8期計画期間においても協議していく必要があります。

- 認知症初期集中支援チーム事業の充実として、専門職の有機的連携と対象者の長期的支援、及び初期段階における具体的対応方法の蓄積による専門職の技術の向上
- 認知症サポート医を含む医療体制の充実と高齢者あんしん相談センターと医療との連携強化
- 高齢者見守り体制の充実として、モニタリングによる定期的評価や見守り対象者へのアプローチ方法等仕組み等の整備と、有机的かつ実行力の伴った体制の整備
- 権利擁護の推進として、金銭管理ができなくなった高齢者への相談機関の連携強化と、制度の狭間で困窮しないような支援制度の充実
- 自宅での入浴が困難な独居高齢者等への入浴施設や独居高齢者が孤立しないための居場所等、集いの場の多様化と推進
- 高齢者の多様なニーズと問題に対応できるケアマネジャーの質の向上と支援方法の充実
- 独居の高齢者や高齢世帯の増加等に伴った、移動手手段の多様化と充実



# 7 第8期計画に向けた課題の整理

主な課題	第8期計画の施策との対応
<p><b>【社会情勢からみえる対応課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上人口の増加に伴う支援：<b>課題1</b></li> <li>・2040年を見据えた介護サービス基盤（絶対数の多い団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年）：<b>課題2</b></li> <li>・高齢者独居世帯や夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加を見据えたニーズ予測：<b>課題3</b></li> <li>・地域の高齢介護を支える人的基盤の確保：<b>課題4</b></li> </ul>	<p><b>【高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談・支援体制の強化 →課題3、6、8、21に対応</li> <li>②権利擁護・虐待防止の推進 →課題8に対応</li> <li>③在宅生活の継続支援 →課題1～3、8～9、12～14、20、24に対応</li> <li>④安全・安心な生活環境の整備と住まいの整備 →課題3、12に対応</li> </ul>
<p><b>【第7期計画の進捗からみえる課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防事業の認知度向上や事業評価が課題：<b>課題5</b></li> <li>・地域共生社会実現に向けた取組との連携が課題：<b>課題6</b></li> <li>・地域包括ケアシステム構築に向け、県の地域医療構想等との整合性の確保が重要：<b>課題7</b></li> <li>・家族介護支援事業を実施。相談・支援体制の充実、認知症の人を介護している家族の心理的負担感や孤立感の軽減、虐待防止の体制整備が課題：<b>課題8</b></li> <li>・必要な介護サービスの確保と働く環境改善・家族支援が課題：<b>課題9</b></li> </ul>	<p><b>【みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤社会参加と生涯現役の推進 →課題2、4、11に対応</li> <li>⑥地域活動への参加と生きがいづくりの促進 →課題2、4、6、11に対応</li> </ul>
<p><b>【調査結果を踏まえた課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期高齢者の段階からのフレイル予防の必要性：<b>課題10</b></li> <li>・幸福度の向上につながる介護予防、就労を含む社会参加、生きがい/社会参加、健康づくりへの対応の必要性：<b>課題11</b></li> <li>・緊急時・災害時の対応、サービス基盤の充実、予防への重点的対応の必要性、地域住民の協力体制の整備を含む防災：<b>課題12</b></li> <li>・移動手段の確保・同行支援のニーズへの対応の必要性：<b>課題13</b></li> <li>・介護者の負担軽減に向けた支援・サービスの必要性：<b>課題14</b></li> <li>・介護人材の確保/定着の必要性：<b>課題15</b></li> <li>・在宅介護継続に向け、中長期を見据えての介護サービス基盤の必要性：<b>課題16</b></li> <li>・在宅医療・介護連携の強化の必要性：<b>課題17</b></li> </ul>	<p><b>【健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦在宅医療・介護連携の推進 →課題17、19に対応</li> <li>⑧認知症対策の推進 →課題3に対応</li> <li>⑨健康づくり・介護予防の一体的な推進 →課題2、5、10～11、22に対応</li> </ul>
<p><b>【地域ケア会議等からの地域課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職の有機的連携と技術力向上：<b>課題18</b></li> <li>・医療体制の充実及び包括との連携強化：<b>課題19</b></li> <li>・高齢者見守り体制の充実：<b>課題20</b></li> <li>・相談機関の連携と制度の狭間への対応：<b>課題21</b></li> <li>・集いの場の多様化と推進：<b>課題22</b></li> <li>・ケアマネジャーの資質向上と支援：<b>課題23</b></li> <li>・移動手段の多様化と充実：<b>課題24</b></li> </ul>	<p><b>【介護保険を安心して利用できるまちづくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上 →課題1～3、9、15、16、18、23に対応</li> </ul>

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

## **第3章 高齢者・要介護（要支援） 認定者の将来予測**



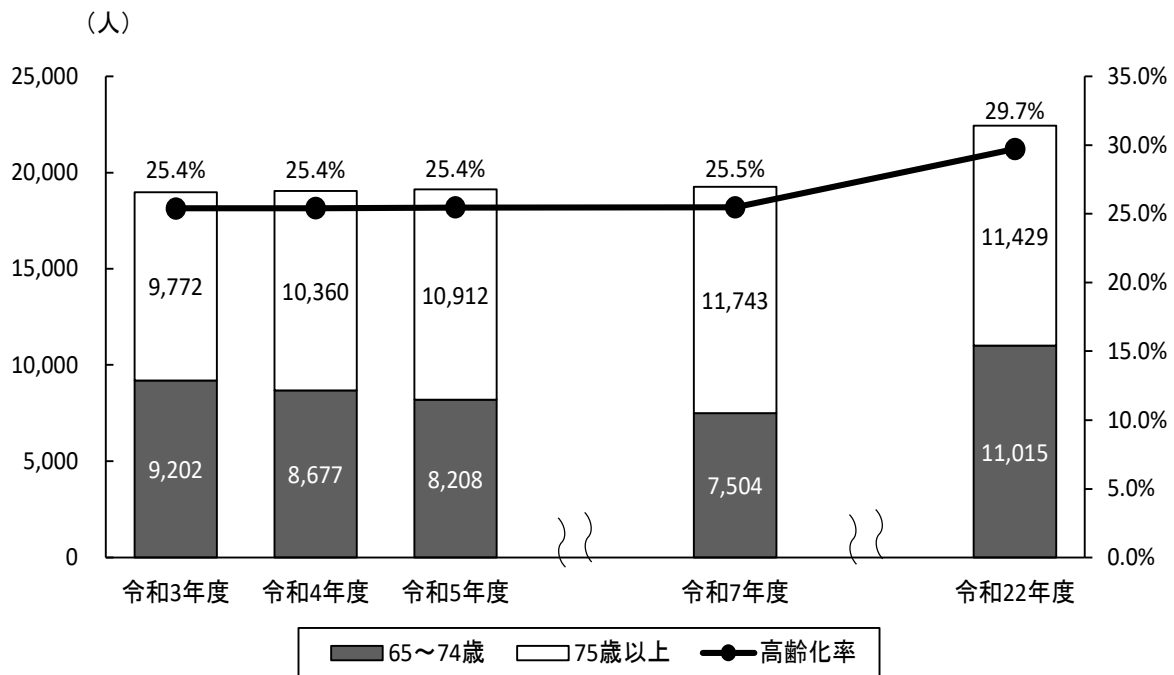
# 1 高齢者人口の将来予測

本市の65歳以上人口の将来予測については、住民基本台帳の人口状況を基に、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を加味して補正しました。

これによると、第8期計画の最終年度である令和5（2023）年度には、65～74歳人口（前期高齢者）が8,208人、75歳以上人口（後期高齢者）が10,912人と、全国的には65歳以上人口の減少がみられる地域もありますが、本市における65歳以上人口は、今後も一貫して増加傾向が続くと見込まれます。

内訳では、前期高齢者は一旦減少するものの、その後は再び増加傾向に転じ、団塊ジュニア世代（昭和47年～49年生）がすべて65歳以上となる令和22（2040）年度には11,015人となります。後期高齢者は団塊世代（昭和22年～24年生）がすべて75歳以上となる令和7（2025）年度には11,743人となり、同様に一旦減少するものの、令和22（2040）年度には再び増加に転じて11,429人となる見込みです。

■ 高齢者人口の将来予測

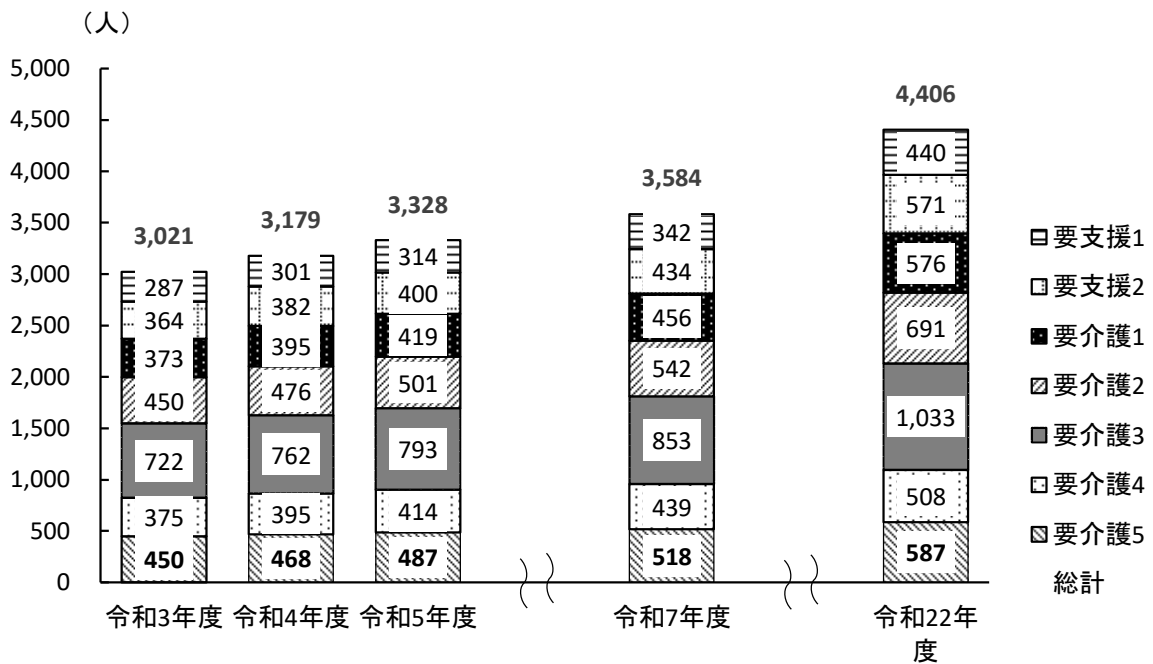


資料：国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を加味して補正した将来推計結果

## 2 要介護（要支援）認定者の将来予測

本市の要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を除く）の将来予測について、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計ツールによる推計によれば、第8期計画の最終年度である令和5（2023）年度に3,328人となっており、毎年増加するものと見込まれます。

■要介護（要支援）認定者数の将来予測

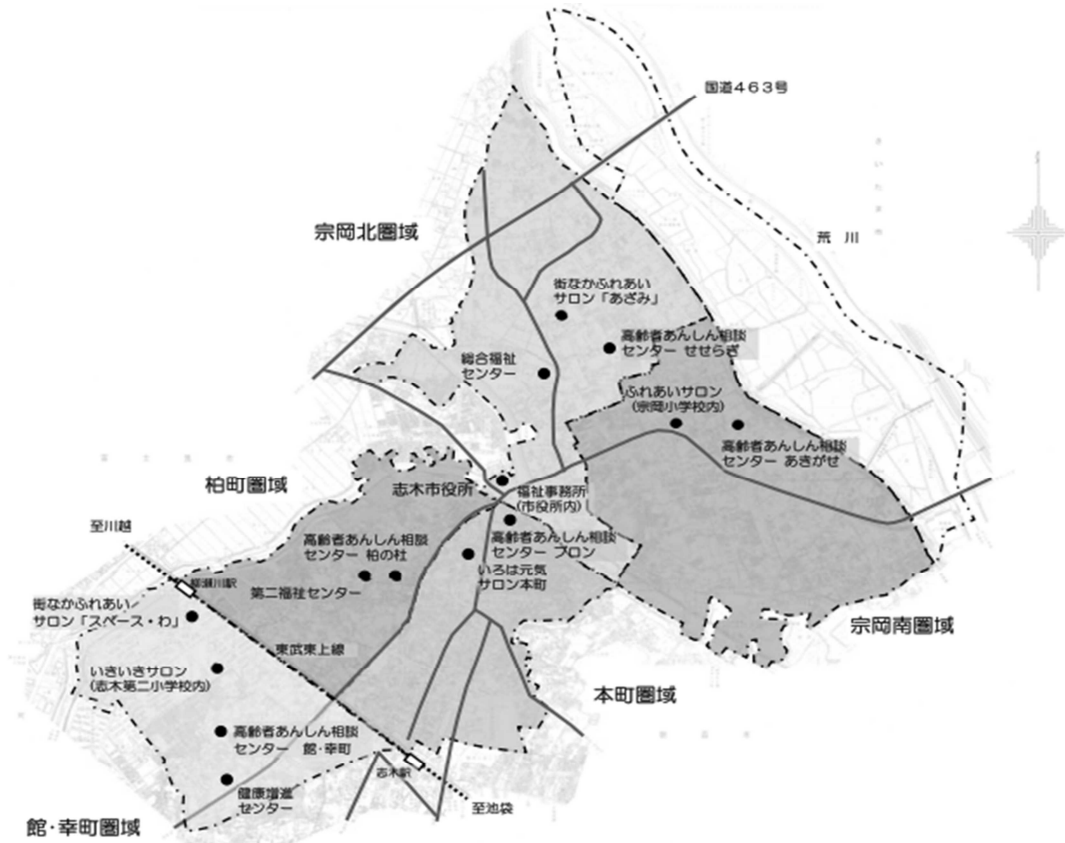


資料：国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計ツールを用いた推計結果

（令和元年度から令和2年度の実績値の変化を元に、単純にこの変化の傾向が今後も継続するものと仮定して推計したものです。）

### 3 日常生活圏域の設定

高齢者が身近な地域で保健・医療・福祉・介護等のサービスを利用でき、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市内に5つの「日常生活圏域」を設定しています。第8期計画においてもこの5つの圏域を継続し、「高齢者あんしん相談センター」などの必要な基盤を整備することにより、地域の状況に応じたきめ細かなサービスの提供をはじめとする高齢者支援の充実を図っていきます。



日常生活圏域別の状況

圏域名		人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
本町		17,346	3,645	21.0
柏町		14,486	3,064	21.2
館・幸町		19,396	5,604	28.9
	幸町	11,841	2,183	18.4
	館	7,555	3,421	45.3
宗岡北		12,396	3,366	27.2
宗岡南		12,830	3,098	24.1
全市計		76,454	18,777	24.6

注) 宗岡北圏域：宗岡中学校区 宗岡南圏域：宗岡第二中学校区

資料：住民基本台帳（一部長寿応援課調べ）（令和2年9月30日現在）





## 第4章 計画の基本的な考え方



# 1 基本理念

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。今後高齢化が一層進む中、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要となります。

本計画は、第7期計画で「地域包括ケア計画」として位置づけ、高齢者が住み慣れた地域で少しでも長く自分らしい暮らしを続けていけるよう、行政と地域、関係機関及び団体等が連携し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を「自助・互助・共助・公助」により構築してきました。

第8期計画においても、第7期計画の基本的な考え方を継承し、「自立」、「社会参加」、「健康」、「支え合い」、「安心のある暮らし」を総合的に取り組んでいくことを基本的に据えて進めていきます。

地域で支え合い 笑顔とふれあいあふれる  
福祉のまちづくり

## 2 基本目標

本計画の実現に向けて、第7期計画の4つの基本目標を引き続き継承し、総合的な施策の展開を図ります。

### 【基本目標1】高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりに向けて、高齢者あんしん相談センターの機能強化、地域ケア会議を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域のネットワーク体制を強化していきます。また、高齢者福祉サービスや住まいのバリアフリー化等、安全なまちづくりなどを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 【基本目標2】みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり

人生100年時代を見据え、高齢者の生きがいづくり、さらに働く意欲のある高齢者がこれまで培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる、そんな社会環境が求められています。

そのため、社会参加や就労に意欲的な高齢者の知識・技術・経験等を活かすことができるよう、活動の場や機会づくりの確保を進めるとともに、地域の担い手としても活躍できるよう、地域貢献活動への参加を促進し、生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくりを目指します。

### 【基本目標3】健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり

一人ひとりがいきいきと元気に暮らしていくためには、予防・健康づくりを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

そのため、医療と介護との連携、認知症施策を進めていくとともに、介護・福祉・医療の各サービスが相互に連携しながら受けられる総合的な仕組みづくりに取り組みます。また、健康づくり・介護予防を進めるとともに、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域支援事業を充実させ、健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくりを目指します。

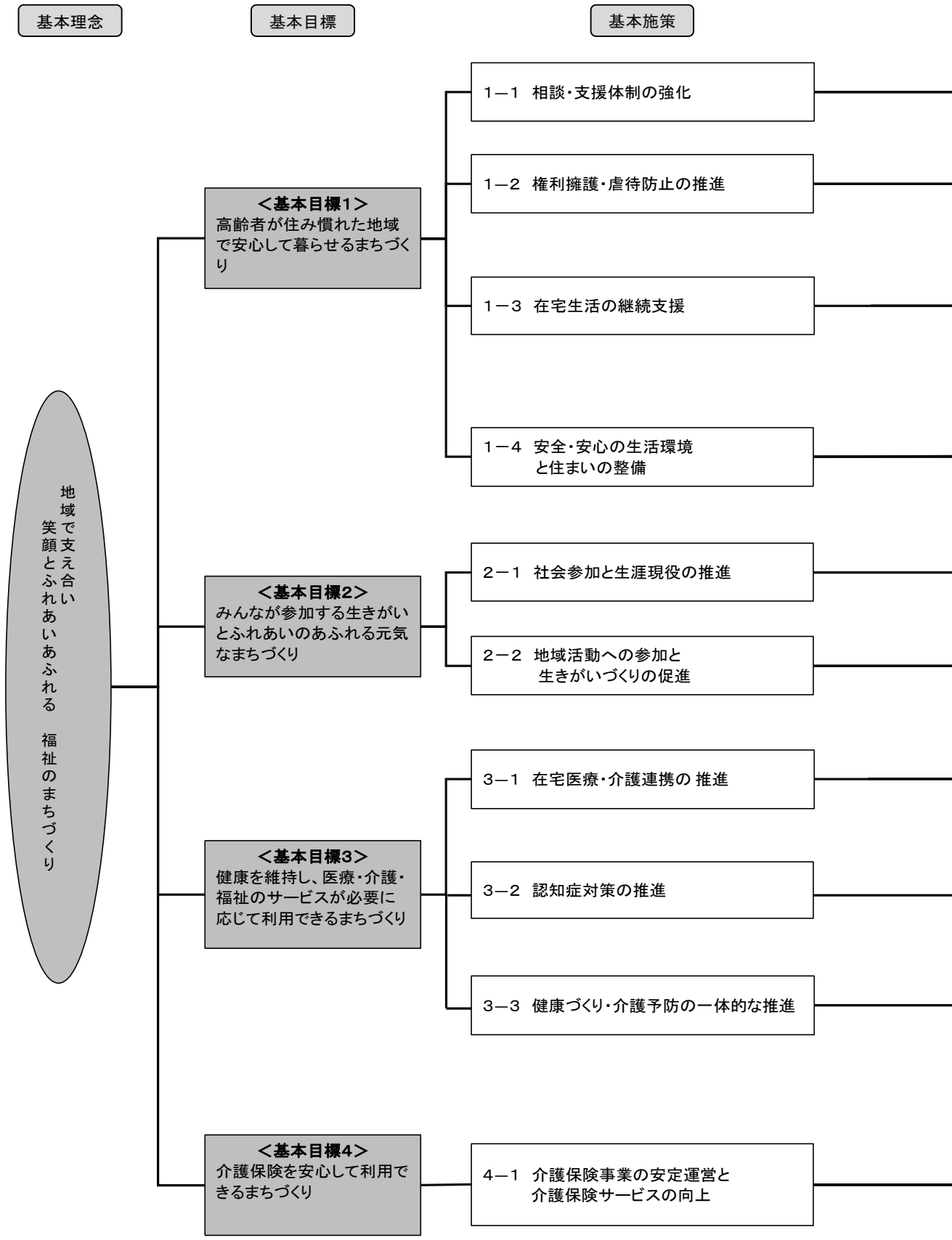
#### 【基本目標4】介護保険を安心して利用できるまちづくり

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すること、要介護（要支援）状態になることの予防や重度化防止等を理念として掲げています。

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活が営むことができるよう、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備を進めるとともに、保険者機能の強化や事業者との連携等を通じて介護保険事業の健全かつ安定的な運営を行い、介護保険を安心して利用できるまちづくりを目指します。

# 3 施策の体系

施策の体系は、基本理念、基本目標、基本施策により体系化します。



施策の内容

① 高齢者あんしん相談センターの機能強化

② 切れ目ない相談体制の強化

① 権利擁護・成年後見の強化

② 高齢者虐待防止対策等の強化

① 在宅福祉サービスの充実

② 見守り体制の強化

③ 家族介護者支援の推進

① 高齢者の安全・安心対策の充実

② バリアフリーのまちづくりの推進

③ 高齢者向け住環境の整備

① ボランティア・福祉人材の育成

② 生涯現役の推進

① 地域ぐるみの活動の参加促進

② 生きがいづくりと健康ライフスタイルの推進

① 医療と介護の連携体制の強化

② 人生の最終段階に関する意思決定の推進

① 認知症対策の強化

① 健康寿命を伸ばす取組

② 自立支援と重度化防止等の強化

① 低所得者への対策

② 介護保険サービスの提供と質の向上

③ 介護保険事業の安定運営と保険者機能の強化

④ 介護人材の確保及び業務効率化の推進

---

## 4 計画の推進に向けて

---

### (1) 進行状況の点検及び実績評価

本計画の実現に向けて、施策の進捗状況を定期的に点検・評価、課題については改善するなど、PDCAサイクルの適切な運用が必要となります。

第7期計画からは、自立支援・重度化防止等に関する取組及びその目標に関する事項を定め、これらの取組と目標の実施状況及び達成状況に関する調査分析を行い、都道府県に報告することが定められています。

点検・評価結果については、埼玉県及び関係部局に報告を行うとともに、広く市民に公表し、透明性の確保を図ります。

### (2) 推進体制の構築

第8期計画の策定にあたり、計画の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内の連絡調整等を所掌する「志木市高齢者保健福祉計画等庁内検討会議」を新たに設置したことから、施策の実施にあたっては、検討会議を通じた庁内関係部局との情報共有及び連携を強化するとともに、市民・事業所・ボランティア・NPO団体・埼玉県など、関係機関や団体等との連携・協働のもと、効果的・効率的かつ確実な取組を推進していきます。



## **【各 論】**

### **第5章 実施に向けた施策の方向性**



# 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

## ■第8期計画で進める重点的な施策

超高齢社会の進展と核家族化が進み、地域とのつながりが薄れる中で、複合化した問題や制度の狭間で問題を抱えたり、既存の制度による解決が困難な課題を抱える高齢者への支援が必要となっています。本市では、高齢者の身近な相談窓口である高齢者あんしん相談センターのさらなる機能強化と、関係機関、行政と専門機関、さらに地域住民が協力した横断的な連携を図った相談支援体制を構築し、解決に向けた支援を行います。

個別課題を解決するための手段として開催している地域ケア会議では、関係する医療や介護、福祉、司法等の専門職や民生委員などの地域住民が課題を共有し、支援を検討することにより、早期解決を目指します。

## ■重点指標と目標

重点指標（★）	現状	8期計画期間（目標値）		
	令和2	令和3	令和4	令和5
多職種による地域ケア会議により、課題解決につながった事例の割合	70%	70%	70%	70%

※令和2年は見込値

## （1）相談・支援体制の強化

今後の高齢化の進展等に伴い増加するニーズに適切に対応する観点から、高齢者あんしん相談センターの機能や体制、及び既存の社会資源との連携した相談支援機能の強化と、効果的・効率的な運営体制を図るとともに、複合的・重層的な課題にも対応できるよう、切れ目ない相談体制の構築と、相談・支援体制の強化を進めていきます。

### ① 高齢者あんしん相談センターの機能強化

#### ■現状

本市はこれまで、市内5つの圏域ごとに高齢者あんしん相談センターを設置、すべてのセンターに保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、身近な相談窓口として、高齢者の総合的支援を行ってきました。平成30年度からは市内で最も高齢化率の高い館・幸町地区のセンターの専門職を増員配置するとともに、業務評価制度を導入したセンター自らによる点検・評価の仕組みの構築等を行っています。

一方で、高齢者等実態調査の結果で、高齢者あんしん相談センターについて、「セン

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

ターの存在をアンケートで初めて知った。」という回答が最も多かったことから、センターの周知をさらに図る必要があります。また、介護保険法の改正等により、介護予防を含む事業の開催や介護予防ケアマネジメント業務等、高齢者あんしん相談センターに求められる役割が多様化する中で、センターがもつ相談機関としての位置づけが薄れ、業務負担が増していることが課題となっています。

### ■今後の方針

さらなるセンター機能の強化を図るため、三職種を含む相談体制の強化を目指した専門職の配置を含めた、必要な体制の確保に取り組むとともに、各センターの統括や後方支援等の環境の整備や、センターが抽出した圏域の地域課題を事業化できる仕組み等の構築ができるよう、行政がセンターとの役割分担を明確にしながら、支援する体制整備に努めます。また、センター職員が従事する介護予防ケアマネジメント業務については、外部委託の促進を含め、適切な業務量を確保するため、センター及び受託法人等との連携を深めていきます。

さらに、身近な相談機関としてのセンターの存在を、多くの高齢者に知ってもらうため、情報公表システム等も活用した積極的な情報発信に努めるとともに、センター等が開催する地域ケア会議は、個々の高齢者の問題解決のみならず、地域におけるネットワークの形成や、地域課題の抽出・解決等多様な目的を持つことから、地域包括ケアシステム推進の中心的役割を果たす事業として、充実していきます。

### ■市の主な取組

#### 総合相談による支援

#### 長寿応援課

市内各圏域に設置された5つの高齢者あんしん相談センターが、各圏域とそこに居住する高齢者の特性も踏まえながら、個々の高齢者の問題解決やニーズに寄り添った総合的な相談支援を行います。

#### 地域ケア会議（★重点指標）

#### 長寿応援課

高齢者あんしん相談センターが中心となり、多様な人材と職種が参加した会議を開催することにより、個々の高齢者が抱える問題を解決し、適切な対応の充実と支援を図ります。

## ② 切れ目ない相談体制の強化

### ■現状

社会構造の変化に伴い、高齢者が抱える問題は個別的・単一的なものではなく、より複合的・重層的な課題となっています。そのような高齢者を取り巻く課題に対して適切に対応するためには、行政及び各相談機関の縦割りを外し、切れ目ない相談体制を構築することが必要です。本市はこれまで、個々の高齢者における個別支援や、関係機関による連絡会議、研修会等様々な機会を通じ、連携体制の維持と強化を図ってきました。

### ■今後の方針

個々の高齢者が個別に抱える問題をより早く、より適切に支援する体制を充実していきます。令和2年10月に設置された基幹福祉相談センターを中核に、多様化する複

合的課題についても、それぞれの専門機関が切れ目なく対応できる体制と仕組みの構築に努めます。	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>基幹福祉相談センター</b>	<b>共生社会推進課</b>
関係機関と連携して対応することにより、生活困窮者をはじめとした相談支援を行うとともに、高齢者等が抱える複合的問題について対応していきます。	
<b>精神保健相談</b>	<b>健康増進センター</b>
心に問題を抱える本人と家族から精神保健に関する相談に応じ、問題の早期発見と対応を図るとともに、適切な保健指導と助言を行います。	
<b>市民相談事業</b>	<b>総合窓口課</b>
法律相談、人権相談、行政相談等、専門職による相談を定期的に開催し、専門知識がないと解決できない高齢者が抱える問題の解決を支援します。	

## (2) 権利擁護・虐待防止の推進

基幹福祉相談センターが関係機関との連携強化を通じて高齢者の権利擁護を進めるとともに、関係機関がそれぞれの役割を担い、適切な連携を取りながら、専門機関同士の顔の見える関係性を構築し、虐待相談、早期発見・早期対応に向けた取組を進めていきます。

### ① 権利擁護・成年後見の強化

<b>■現状</b>	
本市では、高齢者や障がい者の増加に伴う成年後見制度に係る支援の重要性から、平成29年3月に全国初の「成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定しました。また、平成30年4月に市直営の後見ネットワークセンター（現基幹福祉相談センター）を設置し、判断能力が十分でない、認知症、知的・精神障がい者に対する支援を行ってきました。	
<b>■今後の方針</b>	
基幹福祉相談センターは後見ネットワークセンター、障がい者基幹相談支援センター、生活相談センターの三つの機能を備え、成年（未成年）後見支援・障がい者支援・生活困窮者支援の専門知識を有することから、関係機関との連携を強化しながら、高齢者の権利擁護に努めていきます。	
また、認知症高齢者の増加にともない、金銭管理や生活管理が十分にできない高齢者の増加が予想されることから、各相談機関の連携の強化と、制度の狭間で困窮することがない支援体制の充実を図ります。	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>基幹福祉相談センター（再掲）</b>	<b>共生社会推進課</b>
後見制度等の利用に関する支援を行う基幹福祉相談センターと、身近な相談窓口である高齢者あんしん相談センターほか、一次相談窓口等が連携して対応することによ	

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

り、高齢者個人が抱える問題に対応するとともに、権利擁護を推進します。	
生活保護事業	生活援護課
市のケースワーカーと面接相談員が高齢者を含む要保護者の相談に応じ、生活保護制度による保護費を支給することにより、憲法に規定された人権擁護を図ります。	

### ② 高齢者虐待防止対策等の強化

<b>■現状</b>	
本市はこれまで、個別支援会議の開催等、高齢者あんしん相談センター等の関係機関との連携により、高齢者虐待の早期発見と迅速な対応を図るとともに、研修会の開催等、様々な機会を通じて、虐待防止の普及啓発と意識の定着に努めてきました。	
<b>■今後の方針</b>	
関係機関がそれぞれの専門知識を活かしながら、役割を分担し、適切な連携による対応を継続するために、意識の共有と専門機関の顔の見える関係を維持するとともに、虐待防止の意識の定着を図る機会を継続していきます。	
<b>■市の主な取組</b>	
虐待相談・虐待対応	長寿応援課
高齢者虐待に関する相談や通報を受理し、高齢者あんしん相談センター等の関係機関と連携し対応することにより、高齢者虐待の早期発見、早期対応と高齢者の生命財産を守ります。	
地域ケア会議（再掲）	長寿応援課
多様な人材と高齢者あんしん相談センター等の多職種が参加した会議を開催することにより、高齢者虐待をはじめとした個々の高齢者が抱える問題を解決し、適切な対応の充実と支援をします。	
要援護高齢者等支援ネットワーク会議	共生社会推進課
公的機関や市民団体、相談機関等から構成される会議の開催により、高齢者虐待に関する意識の共有と情報交換、研修及び虐待等の早期発見と見守りの実践を図ります。	
人権研修会	生涯学習課
市民向け研修会を開催することにより、高齢者虐待を含む人権課題について広く理解と啓発を図ります。	

### (3) 在宅生活の継続支援

単身又は夫婦のみ高齢者世帯等、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、日常生活の継続に向けた生活支援の必要性が増しています。このため、多様な主体によるサービス提供を含め、在宅福祉サービスの充実、見守り体制の強化、家族介護者支援を通じて、在宅生活の継続支援を進めていきます。

#### ① 在宅福祉サービスの充実

■現状	
<p>高齢者が安全・安心な在宅生活を継続するためには、高齢者のニーズに応えたよりの確かなサービスの提供が不可欠です。本市はこれまで、緊急時の対応や日常生活の支援、補助金の支給等、高齢者在宅福祉サービスをはじめとしたサービスの提供に努めてきました。</p> <p>一方で、高齢化の進展にともない、身体に不安を抱える高齢者が増加する中で、移動や入浴に不安を抱える軽度の要配慮者等の多様なニーズに応える体制の整備が求められています。</p>	
■今後の方針	
<p>高齢者世帯等実態調査の結果においても、高齢者施策に求めるニーズとして、緊急時・災害時の支援システムや在宅福祉サービスの充実が求められていることから、民間サービスの導入状況も見極め、適切な連携をしながら、個々の高齢者が必要とする在宅福祉サービス等の充実と創設を図っていきます。</p>	
■市の主な取組	
訪問理美容サービス	長寿応援課
<p>理髪店や美容院に出向くことが困難な要介護3～5と認定された高齢者が、自宅で手軽に理美容サービスの提供が受けられるよう費用の一部を支援します。</p>	
緊急時連絡システム・高齢者見守り通報システム	長寿応援課
<p>独り暮らし高齢者や日中独りになる高齢者へ、緊急時にボタンを押すと消防署へ通報される装置を貸与することにより、高齢者の安全な生活の維持と、緊急時の対応に備えます。</p>	
高齢者日常生活用具購入費助成事業	長寿応援課
<p>独り暮らしの高齢者へ日常生活用具（電磁調理器）の購入費用を補助し、安全な在宅生活を維持するとともに、自立した生活を支援します。</p>	
介護保険市町村特別給付	長寿応援課
<p>特殊車両を使用しないと通院等の移動が困難な方に対する移送サービス、及び介護保険法に定められた住宅改修の対象外工事で、本人の生活改善に資する工事に対し、保険給付する住宅改良サービスを、市町村特別給付として実施します。</p> <p>移送サービスについては、より利用しやすいように利用回数の上限見直し及び手続の簡素化を検討し、早期の実施を目指すとともに、住宅改良サービスについては、利用を促進するため一定のガイドラインを策定します。</p>	

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

<b>障がい福祉サービス事業</b>	<b>共生社会推進課</b>
障がい者相談支援事業所及びケアマネジャーとの連携により、障がい者手帳を持つ高齢者が障がいサービスを利用するときの併用や、介護保険サービスへの移行をスムーズに行います。	
<b>災害見舞金・災害弔慰金の支給</b>	<b>生活援護課</b>
介災害見舞金及び弔慰金の支給により、被災された高齢者等市民への慰労をします。	
<b>家庭ごみ個別訪問収集事業</b>	<b>環境推進課</b>
家庭ごみを集積所に出すことが困難な要介護（要支援）、または体の不自由な高齢者世帯に対し、個別に自宅を訪問し、家庭ごみを収集することにより、日常生活の負担の軽減を図ります。	
<b>デマンド交通</b>	<b>都市計画課</b>
タクシーを活用した低額の移送サービスを提供することにより、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保を図ります。	

### ② 見守り体制の強化

<b>■現状</b>	
<p>本市はこれまで、町内会や民生委員・児童委員等の市民団体や、事業所等民間企業、さらに相談機関の専門職や地域住民、行政機関と連携し、日常的に高齢者を見守る体制を構築し、地域で高齢者の孤立を防止し問題の早期発見につなげてきました。</p> <p>一方で、問題の対応後のモニタリングを含む定期的な評価の仕組みや、見守り対象者への効果的アプローチ方法の習得等を見守りの担い手のそれぞれが共有し、実践する体制の整備が課題となっています。</p>	
<b>■今後の方針</b>	
地域のコミュニティの核である市民力との協力・連携をさらに密接にするとともに、見守りの体制の充実に必要な仕組みの整備や支援を行い、ネットワーク体制の強化に努めます。	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>民生委員・児童委員による見守り</b>	<b>生活援護課</b>
民生委員・児童委員による地域での見守り活動を支援することにより、高齢者の身近な相談に答えるとともに、問題を抱えた高齢者の早期発見につなげます。	
<b>緊急時連絡システム・高齢者見守り通報システム（再掲）</b>	<b>長寿応援課</b>
独り暮らし高齢者や日中独りになる高齢者へ、緊急時にボタンを押すと消防署へ通報される装置を貸与することにより、緊急時の対応に備えるとともに、高齢者の安全な生活を見守ります。	
<b>家庭ごみ個別訪問収集事業（再掲）</b>	<b>環境推進課</b>
家庭ごみを集積所に出すことが困難な要介護（要支援）、または体の不自由な高齢者世帯に対し、個別に自宅を訪問し、家庭ごみを収集することにより、日常生活の負担軽減を図るとともに、高齢者の生活を見守ります。	



ホッとあんしん見守りシステム事業	共生社会推進課
<p>様々な職種の市内事業所により構成される、日常や仕事におけるさりげない見守りの仕組みである「ホッとあんしん見守りシステム」を活用し、高齢者等の日常を支えるとともに、緊急時の早期発見につなげます。</p>	

③ 家族介護者支援の推進

<b>■現状</b>	
<p>要介護者等を在宅で介護する家族等介護者への支援は、介護をしている方への負担感の軽減になるとともに、介護を理由とした離職等を防止する上でも、今後ますます必要となってきます。本市はこれまで、社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、家族介護者が情報を交換し、交流しながら、心身のリフレッシュを図ってもらう機会の提供に努めてきました。</p>	
<b>■今後の方針</b>	
<p>埼玉県が、介護者の支援に焦点を当てた全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2年3月に施行したことから、その取組との連携も見据え、介護者への支援をさらに充実していくとともに、労働関係部局との連携を含めた職場環境の改善に関する普及啓発等に努めます。</p>	
<b>■市の主な取組</b>	
家族介護者交流事業	長寿応援課
<p>介護者（ケアラー）の交流やリフレッシュする機会を設ける事業の実施により、介護者のストレス軽減や介護情報の提供、情報交換できる環境づくりを行います。</p>	
仕事と介護の両立支援制度の周知	長寿応援課・産業観光課
<p>介護のために一度離職をしてしまうと、再就職が難しく、仮に再就職をしても収入が減少する場合も多いことから、介護者の生活自体も困窮する恐れがあります。このため介護離職を防止する観点から、介護休業制度等の公的な両立支援策について周知を図ります。</p>	

## (4) 安全・安心の生活環境と住まいの整備

近年の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日頃からの市民への意識啓発や備えがより重要になってきました。また、個人の尊厳が確保された生活の実現に向けて、それぞれの生活ニーズにあった居住の確保が重要であることから、高齢者の安全・安心対策の充実、バリアフリーのまちづくり、高齢者向け住環境の整備を通じて、安全・安心の生活環境と住まいの整備を進めていきます。

### ① 高齢者の安全・安心対策の充実

<b>■現状</b>	
<p>本市では、災害時においても高齢者の生命と財産を守るため、生活環境の整備、災害時の備え及び意識啓発等、災害に強いまちづくりに向け取り組んできました。</p> <p>一方で、令和元年に重大な被害をもたらした台風第19号や令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、誰もが経験したことがない危機的状況においても、地域の高齢者が孤立化しないよう、災害や感染症等への備えや対応をさらに充実させる必要があります。</p>	
<b>■今後の方針</b>	
<p>高齢者等の配慮を要する人が、災害や感染症の拡大等の緊急時においても十分な支援が受けられるよう、生活環境の整備を進めるとともに、市民の災害等に対する意識の啓発と備えとなる事業を、災害における地域防災計画や感染症における新型インフルエンザ等対策行動計画等を念頭に、計画的に継続していきます。</p> <p>また、緊急時の対応には、行政機関だけでなく、地域住民の市民力による協力が不可欠であることから、住民相互の協力体制の整備を支援します。</p>	
<b>■市の主な取組</b>	
地区防災訓練・防災講座	防災危機管理課
<p>地域の防災訓練を通して防災対策の定着を図り、高齢者等の要配慮者の安全を確保するとともに、防災講座を通じて地域における相互扶助の意識の高揚を図ります。</p>	
いろは大学「防災講座」	いろは遊学館
<p>60歳以上の市民を対象とした生涯学習講座において、防災講座を開催することにより、自助・共助・公助による防災についての意識の高揚を図ります。</p>	
緊急時連絡システム・高齢者見守り通報システム（再掲）	長寿応援課
<p>独り暮らし高齢者や日中独りになる高齢者へ、緊急時にボタンを押すと消防署へ通報される装置を貸与することにより、災害時を含む緊急時の対応に備え、高齢者の安全な生活を維持します。</p>	
避難行動要支援者名簿	長寿応援課
<p>避難行動支援者名簿のうち、75歳以上の高齢者や要介護認定者等で作成した同意者名簿を活用し、災害時の安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うことができるよう、高齢者あんしん相談センターを中心とした日常の見守りを行うとともに、要配慮高齢者の支援体制を整備します。</p>	

② バリアフリーのまちづくりの推進

<b>■現状</b>	
本市はこれまで、志木ニュータウン内の交通安全対策の実施や、志木市橋りょう長寿命化修繕計画の策定等、配慮を要する高齢者が安心して外出できる環境を整備するとともに、道路冠水対策や段差解消ブロックの撤去等、安全な環境を整備する普及啓発に取り組んできました。	
<b>■今後の方針</b>	
高齢化がさらに進む中、高齢者を含む要配慮者が安心して外出できる環境を整備することは、介護予防や社会参加の観点からも重要であることから、今後も関係機関と連携しながら計画的な整備と啓発を行っていきます。	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>歩道快適化事業</b>	<b>道路課</b>
高齢者を含む市民が安心して歩くことができるよう、市内にある歩道の段差の解消や平坦性、有効幅員の確保等、歩きやすい歩道とするため、計画的に快適化を推進します。	

③ 高齢者向け住環境の整備

<b>■現状</b>	
本市では、高齢者の安全・快適な生活空間を確保するため、浴室の拡大や階段昇降機の設置等、住宅のバリアフリー化を支援するとともに、住宅の耐震化を補助し、災害時における高齢者の安全の確保に努めてきました。また、住環境の確保が困難な低所得者に対し、生活保護制度による、住環境の確保を支援してきました。	
<b>■今後の方針</b>	
高齢者の居住環境の整備に向け、住宅のバリアフリー化や耐震化を推進するとともに、生活面に困難を抱える高齢者には、住まいと生活の一体的支援が必要であることから、住環境の保障に継続して取り組みます。	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>住宅の耐震化補助事業</b>	<b>建築開発課</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物耐震診断、耐震設計及び改修補助事業</li> </ul> <p>地震による建築物の倒壊防止と安全な建築物を整備するため、昭和56年5月31日以前に着工した自己居住用の住宅等の耐震診断、耐震設計、耐震改修費用を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険ブロック塀等撤去改修補助</li> </ul> <p>地震に伴うブロック塀による被害や避難、救助、消火活動の妨げになることを防ぐため、危険ブロック塀等の撤去、改修工事費用を補助します。</p>	

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

生活保護制度における住宅扶助及び介護扶助による住環境の整備	生活援護課
生活保護制度における住宅扶助費及び介護扶助費の支給や、介護サービスによる住宅改修等で、高齢者の住宅の確保及び在宅生活を支援します。	
介護保険制度による住宅改修及び市町村特別給付による住宅改良（再掲）	長寿応援課
介護保険法に定められた住宅改修の給付を行うことにより、高齢者の在宅における安全を確保するとともに、住宅改修の対象外工事で、本人の生活改善に資する工事に対し、保険給付する住宅改良サービスを、市町村特別給付として実施します。	

## 2 みんなが参加する生きがいとふれあいのあふれる元気なまちづくり

### ■第8期計画で進める重点的な施策

高齢者の中には、これまでの仕事中心の生活から、文化・スポーツ活動やボランティア活動等に生きがいを見つけている人も増えています。高齢者等実態調査において、健康度や生きがい並びに社会参加の得点が高い人は、幸福度の得点も高いという結果が出ていることから、高齢者が地域での社会参加に意欲が持てるよう、活動の場や機会の確保を進めていきます。

また、地域福祉の観点からも、高齢者がサービスの「受け手」ではなく、「担い手」としても活躍できるよう、地域貢献活動参加しやすい環境を整備していきます。

### ■重点指標と目標

重点指標（★）	現状	8期計画期間（目標値）		
	令和2	令和3	令和4	令和5
フレイルサポーター養成者数	12人	20人	28人	36人

※令和2年は見込値

### （1）社会参加と生涯現役の推進

高齢者が定年等を理由にリタイアした後も、就労等を通じて地域社会で居場所や出番を得られること、いままで培った専門的な知識や経験等を生かして、地域社会の支え手となり、健康で意欲を持ちながら暮らしていくことができる「生涯現役社会」の実現が求められています。住民主体による住民のための支え合い活動の定着に向けてボランティア・福祉人材を育成するとともに、関係機関との連携により就労的活動も含め生涯現役のための各種取組を進めていきます。

#### ① ボランティア・福祉人材の育成

##### ■現状

本市はこれまで、高齢者が集う憩いの場を様々なかたちで設置し、その担い手である市民団体等を支援することにより、高齢者の地域活動への参加を促し、ボランティアとして、主体的に活動できる人材の育成を図ってきました。また、活動の担い手を増やすため、参加意欲のある高齢者のマッチングの機会や、参加を後押しする仕組みづくりに努めてきました。

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

<b>■今後の方針</b>	
<p>ボランティア活動のみならず、就労活動や地域活動に高齢者が意欲的かつ気軽に参加できる環境整備と仕組みづくりを継続していくとともに、行政と地域住民、民間企業等多様な主体による協議を継続し、住民主体による住民のための支え合い活動の定着を目指していきます。</p> <p>また、新たな担い手を発掘し、促進する人材確保の取組として、ボランティアポイント制度の活用と検証、さらに質の維持と向上、充実にも努めていきます。</p>	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>アクティブシニア等社会参加支援事業</b>	<b>市民活動推進課</b>
<p>市内を中心に活動するボランティア団体や事業所等と意欲ある高齢者のマッチングの機会を提供することにより、ボランティアや就労活動、担い手の育成を図ります。</p> <p>また、事業の参加団体へは事前に説明会を行い、地域活動への参加促進、生きがいくりの積極的な働きがけを推進します。</p>	
<b>老人福祉センター（福祉センター・第二福祉センター）</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の機会を提供しています。高齢者の憩いの場として利用しやすい環境づくりに努めます。</p>	
<b>いきがいサロン事業</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>小学校の余裕教室を利用した「いきいきサロン」（志木第二小学校）、「ふれあいサロン」（宗岡小学校）の2カ所のいきがいサロンを設けています。地域のボランティアの運営による高齢者の憩いの場となっており、高齢者間のコミュニケーションを深めるとともに、児童との交流の活性化を図り、利用者と運営者の生きがいくりを進めます。</p>	
<b>街なかふれあいサロン事業</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>空き店舗を活用した「ふれあいサロンあざみ」、「スペース・わ」、「いろは元気サロン本町」の3カ所の街なかふれあいサロンを設けています。市民ボランティア団体が運営しており、高齢者の憩いの場としてだけでなく、見守りや声かけをはじめとする福祉活動の拠点となっています。高齢者の交流やふれあいにより安心な生活につながる場として活用を進めます。</p>	
<b>コミュニティふれあいサロン事業</b>	<b>市民活動推進課</b>
<p>空き家を活用したサロン「コミュニティふれあいサロンR e i w a」を下宗岡に設置しており、世代を問わず、地域の集いの場となっています。市民団体によるさまざまな事業を展開し、地域活動推進の拠点として活用を進めます。</p>	
<b>生活支援体制整備事業</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>地域における支え合い、助け合いの体制づくりを推進するため、多様な主体による多様な取組を進める生活支援コーディネーターを配置し、行政区域全体を対象とする第1層協議体と、各圏域（中学校区）を対象とする第2層協議体を設置しています。住民や多様な主体による協議体活動を通して、地域における支え合い活動の醸成や集いの場の創出、住民が互いに関心を持ちながら支え合い、助け合う環境づくり、地域の担い手づくりを進めます。</p>	

<b>シニアボランティアスタンプ事業</b>	<b>長寿応援課</b>
ボランティア活動に参加したときに付与されるスタンプ数に応じて市内商店で使用できる買物券を交付する制度を活用し、地域貢献活動への参加や介護予防を促進していきます。	
<b>地域の「しょく（食・職）場づくり」事業</b>	<b>健康政策課</b>
健康・食育の推進と地域住民の共食機会を作るため、民間食品会社と共同した、住民主体の「地域で食育を推進する人材」と「食を通じた集いの場を運営する人材」を発掘し、育成します。	
<b>認知症カフェ</b>	<b>長寿応援課</b>
認知症の高齢者やその家族、専門職や地域住民が交流・情報交換する場を支援し、参加者や運営者の生きがいつくりと地域貢献の意欲の向上を図ります。	
<b>認知症サポーター養成講座</b>	<b>長寿応援課・学校教育課</b>
認知症の高齢者とその家族をあたたく見守る応援者（サポーター）を養成する講座を開催し、認知症への正しい理解を深めるとともに、見守り体制の整備を図り、サポーターの地域貢献意識の向上を図ります。	
<b>フレイル予防プロジェクト（★重点指標）</b>	<b>長寿応援課</b>
地域で行うフレイル（要介護前状態）チェックを実施する市民フレイルサポーターを養成することにより、参加者及びサポーターの健康意識の高揚を図るとともに、生きがいつくりにつなげます。	
<b>食生活改善推進員養成講座</b>	<b>健康増進センター</b>
高齢者を含む市民の食生活の改善と健全な食生活の定着を図るため、地域での自主的な食を通じた健康づくりを支援する食生活改善推進員を養成します。	

② 生涯現役の推進

<b>■現状</b>
高齢者が支えられる側だけではなく、支え手として活動できる場を提供することは、今後の社会構造の変化の中でますます必要となってきます。本市はこれまで、各相談機関との連携や、就労を含む活動機会を作る仕組みを通じて、高齢者が生涯現役として活動できる環境を整備してきました。
<b>■今後の方針</b>
ボランティア活動や就労活動を含む社会活動への参加は、自立支援・介護予防・重度化防止の観点からも重要であることから、高齢者が意欲的かつ気軽に参加でき、生涯現役として活動を促す事業を継続するとともに、関係機関との連携を強化していきます。 また、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることがないように、高齢者の社会参加を進めるため、就労活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の役割を担う、生活支援コーディネーターや生活支援体制整備協議体等、関係機関の相互の連携をさらに深め、新たな生活支援サービスの創設を含めて活躍の場の充実を図ります。

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

■市の主な取組	
アクティブシニア等社会参加支援事業（再掲）	市民活動推進課
<p>市内を中心に活動するボランティア団体や事業所等と意欲ある高齢者のマッチングの機会を提供することにより、ボランティアや就労活動、担い手の促進を図ります。</p> <p>また、事業の参加団体へは事前に説明会を行い、地域活動への参加促進、生きがいくりの積極的な働きがけを推進します。</p>	
シニア世代向け就労支援事業	産業観光課
<p>高齢者がボランティアや就労活動等で活動できる機会を作るため、市内を中心に活動するボランティア団体や事業所等と意欲ある高齢者をマッチングする事業を継続します。</p>	
ジョブスポットしき事業	産業観光課
<p>ハローワークの出張所である「ジョブスポットしき」を支援し、意欲のある高齢者の就労と雇用を促進します。</p>	
障がい者等就労支援センター	共生社会推進課
<p>就労に係る相談や働き先の開拓、就職後の職場への定着の支援等、高齢の障がい者や生活に困窮する高齢者の就労を総合的に支援します。</p>	
シルバー人材センター	長寿応援課
<p>高齢者が自らの知識と経験、技術を活かすことができるよう、雇用と社会貢献に従事するシルバー人材を支援します。</p>	

### （2）地域活動への参加と生きがいくりの促進

高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、生きがいや介護予防につながるという観点から、高齢者等の地域住民の力を活用することが重要となります。そのため、地域全体が支え合う地域共生社会の実現に向けた地域ぐるみの活動の参加促進、様々な機会を利用した生きがいと健康ライフスタイルの推進に向けた取組を進めていきます。

#### ① 地域ぐるみの活動の参加促進

■現状
<p>高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、本市では「支え手」と「受け手」という関係を越えたともに支え合う仕組みや事業の展開、地域への活動に参加しやすい環境づくりを図ってきました。</p> <p>一方で、独り暮らし高齢者や高齢者世帯の増加から、高齢者が孤立しない集いの場等の居場所の多様化と推進が求められています。</p>
■今後の方針
<p>高齢者を含む地域住民の誰もが、気軽に地域活動に参加できる環境を支援するとともに、高齢者の居場所づくりの推進に努めます。また、それぞれの制度や事業が横断的に「丸ごと」つながり、地域全体が支え合う地域共生社会の実現を目指していきます。</p>



■市の主な取組	
いきがいサロン事業（再掲）	長寿応援課
<p>小学校の余裕教室を利用した「いきいきサロン」（志木第二小学校）、「ふれあいサロン」（宗岡小学校）の2カ所のいきがいサロンを設けています。地域のボランティアの運営による高齢者の憩いの場となっており、高齢者間のコミュニケーションを深めるとともに、児童との交流の活性化を図り、利用者と運営者の生きがいづくりを進めます。</p>	
街なかふれあいサロン事業（再掲）	長寿応援課
<p>空き店舗を活用した「ふれあいサロンあざみ」、「スペース・わ」、「いろは元気サロン本町」の3カ所の街なかふれあいサロンを設けています。市民ボランティア団体が運営しており、高齢者の憩いの場としてだけでなく、見守りや声かけをはじめとする福祉活動の拠点となっています。高齢者の交流やふれあいにより安心な生活につながる場として活用を進めます。</p>	
いろは大学「学社融合音楽講座」・学社融合事業「いろはふれあい祭り」	いろは遊学館
<p>志木小学校4年生との学社融合の生涯学習講座にて、歌や手遊び等の多世代交流を行う音楽講座を開催したり、いろは遊学館・図書館と志木小学校の共催事業を開催したりすることにより、高齢者が身近な地域の中で、楽しみながら仲間づくりや生きがいづくり、意欲の向上ができるよう支援します。</p>	
市民文化祭・美術展覧会・芸能祭	生涯学習課
<p>文化・芸能活動を発表する機会を提供する事業を広く全市民を対象に開催することにより、日頃の創作活動や練習の成果の発表による生きがいや意欲の向上につなげ、地域活動への参加促進を図ります。</p>	
自助・互助のまちづくりの推進と地域共生社会に向けた基盤づくり	共生社会推進課
<p>市役所内における市民の自助・互助を促進する事業について、庁内での取組を適切に進行管理することにより、地域共生社会のまちづくりを推進します。また、市職員の意識の定着と向上を図るため、職員向け研修会を開催します。</p>	
元気の出るまちづくり活動支援事業	市民活動推進課
<p>団体による自発的な活動を活性化するため、団体間交流や地域活動、研修等、団体が実施する活動に報奨金を支給し、支援します。</p>	
生活支援体制整備事業（再掲）	長寿応援課
<p>地域における支え合い、助け合いの体制づくりを推進するため、多様な主体による多様な取組を進める生活支援コーディネーターの配置と、行政区域全体を対象とする第1層協議体、及び各圏域（中学校区）を対象とする第2層協議体を設置することにより、協議体活動等を通じた、地域における支え合い活動の醸成や集いの場の創出、住民が互いに関心を持ちながら支え合い、助け合う環境づくり、さらに地域の担い手づくりを進めます。</p>	

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

老人クラブへの支援	長寿応援課
各地域における単位老人クラブと老人クラブ連合会を支援し、高齢者が身近な地域で交流しながら、活動できる機会の増加につなげます。	
グループサークル情報	生涯学習課
地域活動を身近に感じてもらい、参加を促すため、グループやサークルの情報を冊子やホームページ等様々な媒体により周知していきます。	

### ② 生きがいづくりと健康ライフスタイルの推進

<b>■現状</b>	
本市はこれまで、介護予防や健康増進に係る事業の推進のみならず、活動に参加することにより、高齢者自身の生きがいにつながる事業の展開を進めてきました。高齢者等実態調査報告書の結果からも、健康状態がよく、生きがいがあったり、社会参加をしている人は幸福度が高いとの結果から、今後も高齢者の生きがいとなる事業の普及が必要です。	
<b>■今後の方針</b>	
高齢者自身の生きがいにつながる事業を様々な機会を通じ、広めていくとともに、参加しやすい環境の整備に努めていきます。	
<b>■市の主な取組</b>	
保育園等による世代間交流事業・もくせいにおける世代間交流事業	子ども支援課・保育課
高齢者を含む市民が、日々の生活に生きがいをもって暮らせるよう、子どもから高齢者までが、互いに交流を深めるため、民間保育施設や幼稚園等と連携した、世代間のふれあい事業を開催します。	
市民文化祭・美術展覧会・芸能祭（再掲）	生涯学習課
文化・芸能活動を発表する機会を提供する事業を開催し、日頃の創作活動や練習の成果の発表によって、高齢者の生きがいや意欲の向上につなげます。	
いろは百歳体操事業	長寿応援課
椅子に座って簡単にできる、おもりを使用した筋力アップ体操を、住民自らが通いの場で実施、運営することにより、参加者と運営者の健康増進を図るとともに、生きがいづくりにつなげます。	

### 3 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり

#### ■第8期計画で進める重点的な施策

将来推計によると、毎年、75歳以上の後期高齢者が顕著に増加していきます。後期高齢者は、健康上の課題の個人差が大きくなり、また医療や介護サービスの需要が急激に高まります。住み慣れた地域で自立した生活期間の延伸、QOLの維持向上を図るために、高齢者の特性を踏まえた健康支援、介護予防の取組が必要となり、国保データベースなど医療や介護のデータを利活用した保健事業と介護予防の一体的な取組を推進していく必要があります。なかでも要介護の前段階であるフレイルについては、早期からの予防が重要であり、自主的な取組が地域全体で拡大、浸透するような仕組みづくりを専門職が関与し、進めていきます。

#### ■重点指標と目標

重点指標（★）	現状	8期計画期間（目標値）		
	令和2	令和3	令和4	令和5
KDBデータ分析による取組数	3件	4件	5件	5件
フレイルチェック実施数	2回	8回	15回	25回

※令和2年は見込値

#### （1）在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させていくことが重要です。そのため、看取りや認知症への対応力の強化といった観点も含めて、医療と介護の連携体制を強化するとともに、人生の最終段階における意思決定に関する普及啓発を進めていきます。

##### ① 医療と介護の連携体制の強化

#### ■現状

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築に向けて、地域の医療職や介護職等で構成する在宅医療・介護連携代表者会議を設置し、国が示す医療介護連携推進事業を進めてきました。また、地域医療連絡協議会においても在宅医療の実情や課題の共有を図ってきました。

一方、高齢者等実態調査における医療と介護の連携状況によると、介護関係者間の連携は進んでいるものの、医療との連携は課題が多いことがわかりました。

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

■今後の方針	
<p>これまでの取組や調査結果を踏まえ、目的（あるべき姿）としている「住み慣れた地域で最期まで療養したいという市民の希望が叶えられ、自由な選択により自分らしい最期を迎えられる志木市であること」の実現に向け、現状分析や課題把握、地域の実情に合った対応策の具体的検討と実施を進めていきます。また、朝霞地区医師会等の関係団体や朝霞地区4市との協働により、より効果的な事業展開を図ります。</p>	
■市の主な取組	
<b>多職種連携の促進、強化</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>在宅医療・介護連携代表者会議において医療職と介護職でワーキンググループを構成し、「ケアカフェしき」やワークショップ等を開催し、地域の多職種連携の促進と強化を図ります。また、平成29年度に作成した「志木市医療・介護連携お助けガイド」の定期的な情報更新を行い、医療と介護関係者の円滑な連携につなげます。</p>	
<b>医療・介護関係者の情報共有支援</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>高齢者の在宅療養生活を支えるために、入退院時や状態の変化等に応じて医療・介護関係者間で速やかな情報共有が必要なことから、地域の実情に合った情報共有ツールの整備を行い、活用につなげるための取組を進めていきます。</p>	
<b>在宅医療・介護連携に関する相談支援</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>朝霞地区4市と朝霞地区医師会の協働による、地域の在宅医療・介護関係者の連携を支援するための相談窓口（地域包括ケア支援室）と連携し、朝霞地区の在宅医療・介護連携の課題を共有するとともに、地域の医療・介護関係者の連携を支援する事業を実施します。</p>	
<b>地域医療連絡協議会の開催</b>	<b>健康政策課</b>
<p>朝霞地区医師会志木支部、朝霞地区歯科医師会志木支部、朝霞地区薬剤師会、朝霞地区一部事務組合志木消防署と庁内関係機関が緊密な連携を図ることにより、地域医療体制の向上や市民の健康づくりの推進、医療費の適正化等を目指します。</p>	
<b>もの忘れ相談訪問事業（認知症初期集中支援チーム事業）</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>認知症またはその疑いがある人の自宅を多職種で構成されたチームが訪問し、認知症に関する情報提供や相談を行うことにより、適切な医療や介護サービスへの接続やかかりつけ医との連携等、切れ目ない支援を行います。</p>	
<b>市民への普及啓発</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者の連携だけではなく、市民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることが重要です。高齢者等実態調査では、「在宅医療」について知っている人は65.9%でしたが、そのうち、「よく知っている」と回答した人は10.7%でした。今後は、在宅医療や介護に関する講演会の実施や広報、ホームページ等への掲載ほか、市民への普及啓発の効果的な手段を探り、理解の促進を図っていきます。</p>	

災害時・感染症発生時に備えた体制づくり	健康政策課・健康増進センター・長寿応援課・防災危機管理課・共生社会推進課
<p>近年の災害、感染症の拡大を踏まえ、救急時・災害時においても医療と介護の連携が円滑に行われるよう、日頃から防災や障がい福祉の担当課との連携、検討を進めていきます。また、併せて朝霞地区医師会等の関係団体や県との連絡調整も行っていきます。</p>	

② 人生の最終段階に関する意思決定の推進

<p><b>■現状</b></p>	
<p>高齢者等実態調査では、「人生の最期を迎えようとする時、最期を迎えたい場所」として44.5%の人が「自宅」と回答し、病院や老人ホーム等の介護施設の選択肢より大きく上回りました。「自宅」と回答した人の理由として多かったのが、「住み慣れた居住の場がいいから」、「過剰な医療は受けたくないから」、「家族に看取られたいから」が挙げられます。本市では、人生の最終段階における意思決定支援の一つとして、平成30年度から「わたしの想いをつなぐノート」（エンディングノート）とその書き方についてまとめた冊子を作成し、配布しています。</p>	
<p><b>■今後の方針</b></p>	
<p>市民が「人生の最終段階において送りたい生活・最期の迎え方」について、元気なうちから考え、もしものときに家族等や医療・介護関係者に本人の意思が共有され、望む療養生活、看取りが行われるよう、意思決定支援や看取りに関する普及啓発を推進していきます。</p>	
<p><b>■市の主な取組</b></p>	
<p><b>市民への普及啓発</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>自らが希望する医療やケアについて、前もって考え、周囲の信頼する人と繰り返し話し合い、共有する取組である「人生会議」や看取りに関する普及啓発を行います。</p>	
<p><b>「わたしの想いをつなぐノート」の配布</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>家族や大切な人に医療や介護を受けることになった場合の思いや希望を伝えたり、自分自身の情報を整理するためのツールとして、「わたしの想いをつなぐノート」の配布を行う。</p>	

## (2) 認知症対策の推進

国の認知症施策推進大綱の基本的考え方にに基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策に取り組むことが求められています。

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けるために地域での理解を深め、自然に誰もがサポートできる体制を整えていくことが必要です。

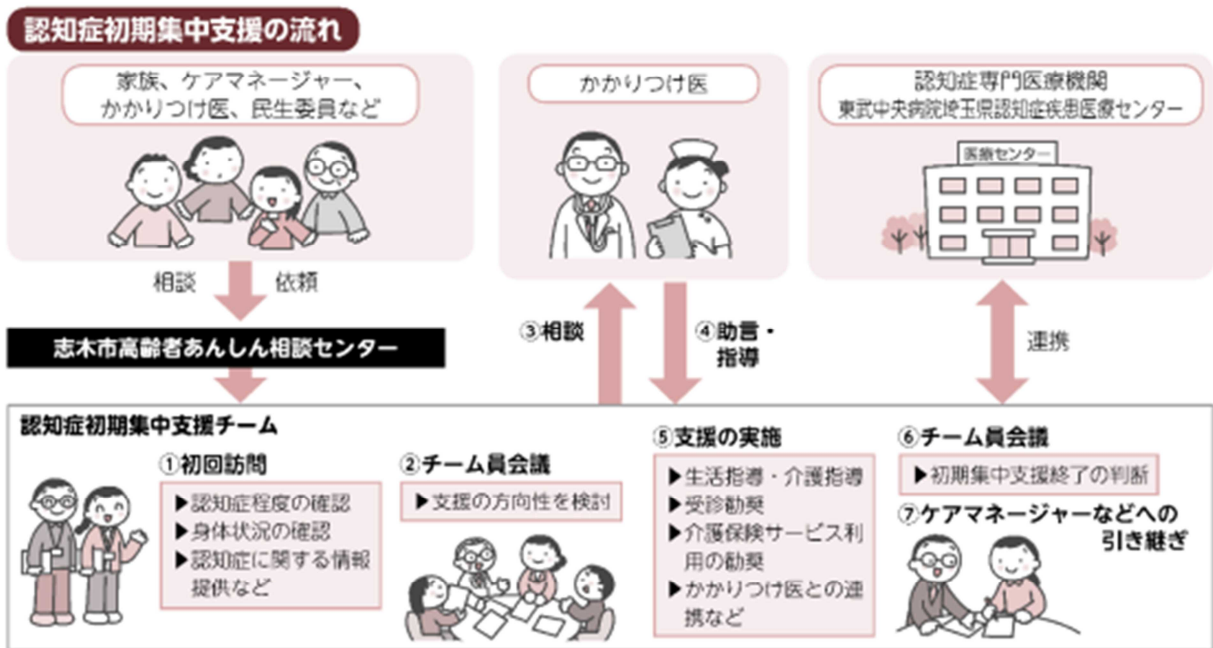
また、健康づくりや介護予防、社会参加などの推進が認知機能の維持につながることから関連事業と連携し、総合的な認知症施策を進めていきます。

### ① 認知症対策の強化

<b>■現状</b>	
本市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境づくりを推進するため、年齢を問わず地域で支えあう事業や認知症についての正しい知識を普及する活動に努めてきました。一方、高齢者等実態調査において、認知症に関する相談窓口の周知が不足しているという意見が多くありました。	
<b>■今後の方針</b>	
市民の認知症への理解を促進し、地域での見守りとサポートの体制づくりとともに後見制度等の相談体制を強化します。また、かかりつけ医などの関係機関との連携により、認知症またはその疑いがある人の早期発見・早期対応と家族も含めた切れ目ない支援を進めていきます。	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>認知症カフェ（再掲）</b>	<b>長寿応援課</b>
認知症の高齢者やその家族、専門家や地域住民が情報交換する集いの場を実施することにより、認知症に関する理解を深めるとともに介護者を支援します。	
<b>認知症 SOS 声掛け模擬訓練</b>	<b>長寿応援課</b>
認知症で迷い人になった高齢者の声掛け方法を地域ぐるみで体験することにより、認知症高齢者の安全等を確保するとともに、正しい対応方法の普及を図ります。	
<b>認知症サポーター養成講座（再掲）</b>	<b>長寿応援課・学校教育課</b>
認知症の高齢者と家族をあたたく見守る応援者（サポーター）を養成する講座を開催し、認知症への正しい理解を深めるとともに、見守り環境の体制強化を図ります。また小中学校でも講座を実施し子ども達への理解促進を図ります。	
<b>もの忘れ相談訪問事業（認知症初期集中支援チーム事業）（再掲）</b>	<b>長寿応援課</b>
認知症またはその疑いがある人の自宅を多職種で構成されたチームが訪問し、認知症に関する情報提供や相談を行うことにより、適切な医療や介護サービスへの接続やかかりつけ医との連携等、切れ目ない支援を行います。	

こころの相談	健康増進センター
精神科医師や心理カウンセラーによる、様々な悩みを持つ本人や家族からの相談を受けることにより、問題解決の支援を行うとともに認知症状への早期対応を図ります。	
基幹福祉相談センター（再掲）	共生社会推進課
高齢者担当窓口と連携し、後見制度と障がい福祉の側面から判断能力に不安のある認知症高齢者を支援します。	

■認知症初期集中支援チームについて



### (3) 健康づくり・介護予防の一体的な推進

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護予防を進めるにあたっては、高齢者保健事業と一体的に実施するように努める必要があります。一体的に実施するには、介護・医療・健診情報等の活用を含めた連携した取組が重要となります。高齢者がいつまでも自分らしく、いきいきと過ごすことができるよう、健康寿命を延ばす取組を進めるとともに、自立支援と重度化防止等の強化を進めていきます。

#### ① 健康寿命を延ばす取組

<b>■現状</b>	
本市では、介護予防の重要性を高齢者が自ら気づき、自発的に日々の健康に気をつけられるよう、様々な普及啓発活動を展開し、身近な地域で気軽に参加できる仕組みを構築してきました。高齢者等実態調査報告書の結果から、75歳以上の後期高齢者は、要介護リスクが高くなるという実態が明らかとなりました。	
<b>■今後の方針</b>	
人生100年時代の到来を見据え、高齢者がいつまでも自分らしく、いきいきと過ごすことができるよう、介護予防・疾病予防・健康づくりを一体的に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。さらに市民が主体的に取り組むことができるような仕組みを拡大し、市民力を活用した施策を展開するとともに、高齢者が気軽に参加しやすい介護予防の場を確保するため、地域における通いの場の促進を図っていきます。国や本市の将来ビジョンにおける目標等と整合を図りながら、他の関連事業と有機的に連動し、適切な事業計画の設定と達成状況の確認等、PDCAサイクルに沿った取組を進めていきます。	
<b>■市の主な取組</b>	
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保険年金課・健康政策課・長寿応援課
庁内連絡会議の開催や国保データベースシステムの活用による健診・医療・介護データの横断的分析、評価及び地域課題の把握と健康状態が不明な高齢者の状態把握並びに必要なサービスへのつなぎ等、関係部局で共通認識を図りながら実施することにより、健康増進と介護予防、生活の質の向上を図ります。	
からだづくり教室	長寿応援課
要介護リスクのある高齢者に、運動・栄養・口腔・認知機能向上を目的とした複合プログラムを実施し、高齢者の心身機能の向上を図ります。	
シニア体操	長寿応援課
ロコモ予防や骨折・転倒予防を目的とした筋力トレーニング講座を実施し、高齢者の心身機能の維持向上と、介護予防の普及啓発を図ります。	
栄養改善訪問支援事業・栄養アップ訪問支援事業	長寿応援課
食事や栄養に心配がある高齢者を対象に、管理栄養士がアドバイスをする訪問事業を実施し、高齢者の栄養状態の維持向上と介護予防の普及啓発を図ります。	



<b>お口のケア訪問事業・お口はつらつ訪問支援事業</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>歯や飲み込み等に心配がある高齢者を対象に、歯科衛生士がアドバイスする訪問事業を実施し、高齢者の口腔機能の維持向上と、介護予防の普及啓発を図ります。</p>	
<b>元気アップトレーニング</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>体力の衰えが気になる高齢者を対象に、理学療法士等が柔軟体操やトレーニングマシンを使った通所型の個別トレーニングを実施し、高齢者の心身機能の維持向上と介護予防の普及啓発を図ります。また、高齢者が自宅でできる運動の推進も図っていきます。</p>	
<b>フレイル予防プロジェクト（再掲）</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>「市民力による市民のためのフレイル予防」をコンセプトに、市民フレイルサポーターを養成し、フレイルチェックを実施します。また、理学療法士等の専門職による支援により、要介護状態前のフレイルの予防を目指します。</p>	
<b>いろは百歳体操事業（再掲）</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>椅子に座って簡単にできる、おもりを使用した筋力アップ体操を、住民主体の通いの場で実施することにより、介護予防の意識を広く地域に広めます。</p>	
<b>出前健康講座</b>	<b>健康増進センター</b>
<p>高齢者が自発的に健康づくりに取り組む意識の向上を図るため、市民団体や町内会等を対象とした、生活習慣病予防と改善等、講話や実技による健康教育講座を開催します。</p>	
<b>特定健康診査・特定保健指導</b>	<b>健康政策課</b>
<p>メタボリックシンドロームの予防と改善、自主的健康管理を目的に、40歳から74歳の国民健康保険被保険者と被扶養者を対象とした健診と保健指導を実施します。</p>	
<b>検診事業</b>	<b>健康政策課</b>
<p>各種がん検診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけることにより、回復期間の短縮や生活の質の向上を図ります</p>	
<b>いろは健康ポイント事業</b>	<b>健康政策課</b>
<p>40歳以上の対象者に活動量計を無償貸与し、歩数や体組成等を自身で確認しながら、ポイントの獲得とポイント数に応じたお買物券に交換できる事業を実施することにより、健康意識の高揚と健康寿命の延伸を目指します。</p>	
<b>被保護者健康管理支援事業</b>	<b>生活援護課・健康政策課・健康増進センター</b>
<p>生活保護受給者のうち、多くの健康問題を抱えながらも適切な生活習慣が確立されていない人に対し、健診の受診勧奨や要精検者への受診勧奨、治療中断解消への働きかけを行うことにより、生活の質の向上と医療扶助費の適正化を図ります。</p>	
<b>後期高齢者医療健康診査</b>	<b>保険年金課</b>
<p>生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療を目的に、75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象とした健診を実施します。</p>	

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

<b>健康 Step up 講座</b>	<b>健康増進センター</b>
高齢者の生活習慣病の予防と健康意識の高揚を図るため、健康講話と運動を組み合わせ、楽しく参加できる健康講座を実施します。	
<b>体力測定</b>	<b>生涯学習課</b>
健康意識の普及啓発と高揚を図るため、健康まつり等、市が開催する事業において、体力測定を行います。	

### ② 自立支援と重度化防止等の強化

<b>■現状</b>	
<p>高齢者の自立支援とQOL向上、重度化防止に資するケアマネジメント支援の一つとして、平成30年度から医療専門職が関与した自立支援型地域ケア会議を実施しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業では、サービスAと専門職によるサービスCの取組を推進しています。</p> <p>一方、住民主体の利用者支援であるサービスBについては、行政による働きかけによる実施が事業の趣旨にそぐわないことから、積極的な誘導策は行っていない現状にあります。</p>	
<b>■今後の方針</b>	
<p>要支援者、要介護者及び家族を支えるケアマネジャーや介護サービス事業者による適切かつ質の高いケアマネジメントの適正化や向上を通じて、介護保険制度の基本理念である自立支援や重度化防止等を実現できるような取組を推進していきます。また、地域のリハビリテーション専門職の関与により、自立支援と重度化防止につながるリハビリテーション支援を進めていきます。</p>	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>自立支援型地域ケア会議</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>要支援者等の事例を対象に、医師やリハビリテーション専門職等の多職種と協働で行う自立支援型地域ケア会議を実施します。多職種による専門的見地からの助言により、その人らしい自立した生活の実現に向けた介護予防ケアマネジメントの実施を目指します。</p>	
<b>ケアプラン点検</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>ケアプランが、介護保険制度の趣旨に即した「高齢者の尊厳を保持し、その有する力に応じ自立した生活を営むことが出来る」ような適切なものとなっているか、作成したケアマネジャーとともに確認、検証をすることで、ケアマネジャー個人の視点を補い、新たな「気づき」を支援します。</p>	

<p><b>介護予防・日常生活支援総合事業の充実</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>従来の介護サービスの担い手から基準を緩和した訪問型サービスA、専門職が短期集中的に支援し、状態の改善を目指す通所型・訪問型サービスC等、多様な実施主体が参加した、多様なサービスを充実させ、給付と総合事業の組み合わせを含めた要支援者及び総合事業利用者への適切かつ効果的な支援を実施します。</p> <p>また、総合事業の単価が弾力化されることを踏まえ、より参入を促進し、利用しやすいサービスとするため、運営基準、報酬体系などの見直しや、ケアマネジメントサイクルや利用手続の簡素化を検討していきませんが、これらの検討に当たっては、サービス提供事業所やケアマネジャー等の専門職の意見を聴きながら進めていきます。</p> <p>サービスBについては、現在は積極的な誘導策は行いませんが、実施を希望する主体が現れた場合に、実施上の留意点等などの相談に応じられる体制を整えていきます。</p>	
<p><b>地域リハビリテーション支援（★重点指標）</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>いろは百歳体操やフレイル予防プロジェクト等の介護予防事業に理学療法士が関わることにより、リハビリテーション視点から適切な助言や支援を行います。</p>	
<p><b>元気応援プログラム（短期集中予防サービス）</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>理学療法士が利用者に合ったプログラムを立て、3～6か月の短期間で集中的に支援を行います。また、個々の状況に合わせて、通所型または訪問型のサービスを提供します。</p>	
<p><b>介護事業所におけるリハビリ関係加算取得支援策の検討</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>リハビリ事業所等と連携して機能訓練を行う訪問介護事業所や通所介護事業所などが取得できる「生活機能向上連携加算」が算定されている被保険者の状況が、全国平均に比べてかなり低いことから、要介護（要支援）者が地域においてより充実した機能訓練を受けることができるよう、介護報酬改定の状況を注視しながら、事業所が加算取得を促進できる効果的な取組（連携できる専門職の確保、派遣等）について検討します。</p>	

## 4 介護保険を安心して利用できるまちづくり

### ■第8期計画で進める重点的な施策

経済的に不安のある高齢者でも介護保険制度を安心して利用できるよう、活用できる制度の周知、構築を図っていきます。

また、2025年や2040年等の中長期的な展望を見据えた計画的なサービスの整備や、人材の確保を図る必要があることから、介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりと介護現場のイメージの刷新に、県と連携の上、対応する等、質の高いサービスの確保に努めます。

また、質の高いサービスを提供するためには、介護保険事業の安定的な運営が必要なことから、給付適正化に関する取組についての目標を定め、達成状況に関する評価を行い、結果を公表するよう努める等、一層の取組として強化していきます。

### ■重点指標と目標

重点指標（★）	現状	8期計画期間（目標値）		
	令和2	令和3	令和4	令和5
社会福祉法人軽減制度の実施法人数	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所
介護給付等の適正化				
・ケアプランの点検件数	0件	12件	12件	12件
・住宅改修等の事後点検件数	0件	12件	12件	12件

※令和2年は見込値

### （1）介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上

令和7（2025）年や令和22（2040）年も見据えつつ、介護保険制度の持続可能性を確保していくため、低所得者への対策、介護保険サービスの提供と質の向上、及び介護保険事業の安定運営と保険者機能の強化を進めるとともに、埼玉県や周辺市町村とも連携し、介護人材の確保及び業務効率化の推進を進めていきます。

#### ① 低所得者への対策

##### ■現状

本市はこれまで、介護サービスの必要な高齢者が、経済的理由により必要な介護サービスの利用を控えることがないよう、介護保険法に定められている負担軽減策（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療介護合算サービス費等）に加え、独自の負担軽減策を講じてきました。

<b>■今後の方針</b>	
<p>今後も引き続き、負担軽減策を講じていくとともに、制度の周知を図り、安心して介護サービスを利用できるような環境を整えていきます。</p>	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>社会福祉法人軽減制度の活用（重点指標★）</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、あらかじめ県及び市に申し出ることにより、一定の条件に該当する低所得者に対しサービス利用料の負担軽減を行います。</p> <p>また、制度に参加する社会福祉法人が少ないことから、市内に事業所を展開する未参加の社会福祉法人に対しては、制度への参加の働きかけを行います。</p>	
<b>サービス利用料補助制度の実施</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>生活保護受給者を除く介護保険料第1段階該当者に対し、サービス利用料の補助を行います。</p>	
<b>要介護高齢者手当の支給</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>在宅で生活する要介護4・5の認定を受けている、非課税世帯の人に対し、要介護高齢者手当を支給します。</p>	
<b>認知症高齢者グループホーム家賃等補助制度（仮称）の実施検討</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>認知症高齢者グループホームへの入居において、経済的理由によって利用を断念することのないよう、国の地域支援事業要綱に基づく事業として、一定の要件に該当する低所得者に対し、入居費及び食費の一部軽減を受けられる制度を検討し、今計画期間中の実施を目指します。</p>	

② 介護保険サービスの提供と質の向上

<b>■現状</b>
<p>満75歳を超えると、要介護認定率が急激に上昇する傾向にあるといわれており、また現在の本市の年齢別人口の状況を考慮すると、次の第9期計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）においては、介護サービスを必要とする高齢者が急激に増加することが予想されます。</p>
<b>■今後の方針</b>
<p>全国的には、まもなく高齢者人口が減少に転じる地域もありますが、本市においては、高齢者人口は2040年（令和22年）頃までは増加傾向が続くと予想されることから、今後も必要と思われるサービス基盤については計画的に整備します。同時に、介護サービスの質の向上も求められており、質を担保する施策について検討します。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、住み慣れた地域で少しでも長く過ごせるよう、引き続き市町村特別給付を行うことにより在宅生活の支援を図ります。</p>

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

<b>■市の主な取組</b>	
<b>サービス基盤の整備</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>介護離職ゼロの実現に向けて、本計画期間のみならず、第9期計画期間も見据えて、今後必要と思われる施設、事業所の整備を計画的に図っていきます。</p> <p>地域密着型サービスの指定にあたっては、専門家や被保険者等の意見を反映するために、介護保険運営協議会地域密着型サービス分科会の意見を聴取するとともに、一部サービスの整備にあたっては、サービスの質の維持や事業の継続性を担保するため、公募によって事業所を運営する法人の選定を行いますが、一部の施設等の整備については、県の補助金を利用した市の補助制度を設けており、整備に当たっては各運営法人に対し周知を図り、活用を促します。</p>	
<b>介護相談員派遣事業の実施検討</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>各施設等に外部の目を取り入れ、より地域に開かれる施設等となっていくことで、サービスの質の向上を目指すため、国の地域支援事業実施要綱位置づけられる、市から委嘱を受けた介護相談員が、定期的に施設等へ出向いて利用者から相談を受け、また施設等の職員と懇談を行うことにより、施設等との橋渡しとして利用者の要望等を伝える「介護相談員派遣事業」について、先進自治体の取組状況を把握の上、今計画期間中の開始に向けて検討します。</p>	
<b>事業所の指導監督等</b>	<b>福祉監査室・長寿応援課</b>
<p>市が指定する事業所（居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び総合事業を実施する事業所）に対して、運営基準及び介護報酬に関する集団指導を毎年行うとともに、定期的に実地指導を行うことで、利用者により適切なサービスが提供されるよう環境整備を行います。</p> <p>また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付高齢者住宅が設置された場合には、介護ニーズの受け皿として適切な役割を果たすようにするとともに、県と連携し質の確保を図っていきます。</p> <p>また、大きな制度改正等があった場合などは、必要に応じて集団指導とは別に事業所連絡会を開催し、制度の周知を図るなど円滑な事業所運営が行えるよう支援します。</p>	
<b>介護保険市町村特別給付の実施（再掲）</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>特殊車両を使用しないと通院等の移動が困難な高齢者に対する移送サービス、及び介護保険法に定められた住宅改修の対象外工事で、本人の生活改善に資する工事に対し、保険給付する住宅改良サービスを、市町村特別給付として実施します。</p> <p>移送サービスについては、より利用しやすいように利用回数の上限見直し及び手続の簡素化を検討し、早期の実施を目指すとともに、住宅改良サービスについては、一定のガイドラインを策定します。</p>	

③ 介護保険事業の安定運営と保険者機能の強化

<b>■現状</b>	
<p>国では、平成30年度から高齢者の自立支援、要介護状態等の重度化防止に関する取組状況や、給付適正化などの運営の安定化に資する施策への取組状況、地域課題の把握、分析、住民との情報共有などPDC Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築など、様々な取組を評価指標とする「保険者機能推進強化交付金」を新たに創設するなど、市町村に対して特に「重度化防止」、「給付適正化」への取組の強化が求めています。</p>	
<b>■今後の方針</b>	
<p>保険者機能推進強化交付金等の評価指標を活用し、実施済みの事項については引き続き取り組むとともに、未実施の事項についても、実施できる体制が整い次第、順次取組を進めていきます。また、保険者機能推進強化交付金については、重度化防止等の取組に充当されることから、これらの取組を実施していくことで、交付金の確保に努めていきます。</p> <p>特に、給付適正化については、令和3（2021）年度より財政調整交付金の算定に勘案されることも踏まえ、さらに取組を強化していきます。</p>	
<b>■市の主な取組</b>	
<b>介護給付等の適正化（重点指標★）</b>	<b>長寿応援課</b>
<p>給付適正化事業については、主要5事業を重点的に取り組みます。また、効率的に実施するために、地域ケア会議などの他の取組と連携して行うよう努めます。</p> <p>ア 認定の適正化（主要5事業）</p> <p>日常業務を通じ、調査員が行った認定調査結果を全件点検するとともに、定期的に介護認定審査会の合議体構成を入れ替えることで合議体の格差是正を図るなど、公平かつ適切な介護認定の確保を図ります。</p> <p>また、認定調査を委託する居宅介護支援事業所等のケアマネジャー向けに研修を行い、調査結果のばらつきを極力抑えます。</p> <p>イ ケアプランの点検（主要5事業）（再掲）</p> <p>ケアプランが、介護保険制度の趣旨に即した「高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来る」ような適切なものとなっているか、作成したケアマネジャーとともに確認、検証をすることで、ケアマネジャー個人の視点を補い、新たな「気づき」を支援します。</p> <p>軽度者に関しては、現在自立支援型地域ケア会議を活用して実施していますが、自立支援型地域ケア会議の対象外となっている中重度者についても別途実施します。</p> <p>ウ 住宅改修等の点検（主要5事業）</p> <p>利用者の自立に資する住宅改修となっているか、書面審査やヒアリングを行うとともに、必要に応じ、実地による事後点検を行い、検証します。また、福祉用具の利用についても、必要に応じ、実地での確認や、自立支援型地域ケア会議を活用して利用状況を確認し効果を検証します。</p> <p>エ 医療情報との突合・縦覧点検（主要5事業）</p>	

## 第5章 実施に向けた施策の方向性

埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）の介護給付適正化システムを活用し、提供されたサービスの整合性の点検を継続的に行い、請求誤りや医療報酬との重複請求の是正に取り組みます。国保連により抽出された対象者に関し、全件点検します。

オ 介護給付費通知書の送付（主要5事業）

サービス利用実績を利用者に通知し、サービス利用状況を利用者自身に知ってもらうことにより、利用者や事業者に対して適切なサービス利用、提供を啓発します。

カ 給付実績データの有効活用

国保連の介護給付適正化システムを活用し、ケアプラン点検対象者の抽出時や実地指導を行う際に事前に事業所ごとの傾向をつかむための参考資料とするなど、データの有効活用を図っていきます。

### ④ 介護人材の確保及び業務効率化の推進

#### ■現状

介護サービスを支える人材の不足は現在も全国的な課題となっていますが、団塊の世代が間もなく75歳を迎えることにより、今後さらに介護職員が不足し、施設等を整備するだけでは必要なサービスが提供しきれなくなることが懸念されています。

都道府県が中心に行っていた、介護人材確保対策については、介護離職ゼロを目指していくためには、今後は介護職に限らない専門職を含めた人材確保を、より地域の実情に応じた対策を講じていくことも必要であり、市町村レベルでも実効性のある取組が求められています。

あわせて、業務の効率化によって、介護職員の身体的負担の軽減や時間的余裕の確保も課題です。

#### ■今後の方針

引き続き、元気な高齢者については、可能な範囲で支える側に回っていただくことで、サービスの担い手不足解消に少しでもつながるような施策を展開していきます。

また、先進自治体の事例を参考に、介護事業所がより有効に人材を確保できるような施策及び介護職員のレベルアップに資するような施策を検討していきます。

#### ■市の主な取組

##### 介護事業所とのマッチング機会創出

##### 長寿応援課

市内の事業所にて就労を希望する人や、介護職に興味のある人などを対象に、合同説明会の開催を検討します。

##### 研修補助制度等の周知、実施の検討

##### 長寿応援課

埼玉県で現在実施している既存の研修補助制度を周知するとともに、市としても、市内事業所への人材定着に有効、かつ既存職員のレベルアップにつながるような研修補助制度について、先進自治体の状況を調査研究の上、実施を検討します。



<p><b>文書負担軽減化の取組</b></p>	<p><b>長寿応援課、福祉監査室</b></p>
<p>事業所が市に対して行う各種申請、届出時における提出書類を可能な限り簡素化することにより、事業所の負担軽減を図ります。</p>	
<p><b>介護ロボット等の導入支援</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>県による介護ロボット等の導入支援の補助制度について、周知を行い、特に施設サービスにおけるの活用を促すとともに、職員の負担軽減を図ります。</p>	
<p><b>介護に関する入門的研修の実施</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>介護予防・日常生活総合事業における訪問型サービスAの資格要件として、近隣市と合同で行っていた従来の「認定訪問介護員研修」について、キャリアアップにより直結する入門的研修を新たに実施します。</p>	
<p><b>シニアボランティアスタンプ事業</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>ボランティア活動に参加したときに付与されるスタンプ数に応じて市内商店で使用できる買物券を交付する制度を活用と検証しながら、新たな担い手を発掘し、人材確保に取り組んでいきます。</p>	
<p><b>要介護認定を行う体制の整備</b></p>	<p><b>長寿応援課</b></p>
<p>今後も要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、認定業務を遅滞なく適正に実施し、迅速なサービス利用に結び付けるために、要介護認定期間の延長など、認定業務の効率化を検討します。</p>	



## **第6章 介護保険に要する費用と 介護保険料の設定（パブコメ未掲載）**



---

# 1 介護保険料設定の考え方

---

第8期の介護保険料設定に関する考え方を掲載します。(第1号被保険者、認定者、施設・居住系サービスと在宅サービスの利用人数や量の見込み、費用、保険料の弾力化など)

---

## 2 介護給付費等の推計

---

介護保険のサービス別利用人数や量の見込み、地域密着型サービスの圏域別必要利用定員総数の設定、給付費等を掲載します。

---

## 3 介護保険料の算定

---

